

第2期三次市子ども・子育て 支援事業計画

子育てに夢がもてるまち

みよし

女性が働きながら子育てできる環境
日本一をめざして

令和2年3月

 三次市

【目次】

第Ⅰ部 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の策定体系.....	3
5. 三次市子ども・子育てを取り巻く状況.....	4
6. ニーズ調査結果にみる三次市の特徴.....	28
7. 三次市子ども・子育て支援施策の第1期計画の評価及び課題.....	40
第Ⅱ部 三次市子ども・子育て支援の基本的な考え方.....	46
1. 基本理念.....	46
2. 家庭・地域・事業者・行政の役割.....	49
3. 基本目標.....	50
4. 主要施策の方向.....	51
5. 参考指標.....	62
第Ⅲ部 事業計画.....	63
第1章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	63
1. 教育・保育提供区域の設定.....	63
2. 教育・保育提供体制の確保.....	65
3. 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	67
資料編.....	79
1. 計画の策定経過.....	80
2. 三次市子ども・子育て会議条例.....	81
3. 三次市子ども・子育て会議 委員名簿.....	83

第 I 部 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

日本における合計特殊出生率は、昭和 50（1975）年に 2.0 を下回って以来、低下傾向で推移し、近年では微増傾向にあったものの、再び低下傾向に転じ、平成 30（2018）年時点において 1.42 となっています。また、依然解消されない待機児童問題や、地域の子育て力の低下による親の力が育ちにくい状況が顕在化している問題、M 字カーブに見られる 30 歳代女性の低い就業率などに対応するため、国の抜本的な制度改革が求められています。

こうした状況の中、平成 24（2012）年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」により、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実をめざしています。

また、平成 28（2016）年に「児童福祉法」を改正し、虐待を受けている児童などの保護者に対する指導への司法関与や、家庭裁判所による一時保護審査の導入など、児童虐待防止対策の見直しが進みました。

さらに、25 歳から 44 歳の女性就業率が上昇し、保育の利用申し込み率も伸びることが見込まれることから、平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度末までに女性就業率 80%にも対応できる 32 万人の保育の受け皿を整備することとした「子育て安心プラン」が平成 29（2017）年に公表されました。そして、待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進などによる全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることなどを内容とした「新・放課後子ども総合プラン」が平成 30（2018）年に策定されました。このプランでは、放課後児童クラブについて、令和 4（2022）年度末までに約 25 万人分を整備し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ、令和 5（2023）年度末までに計約 30 万人分の受け皿を整備することをめざしています。

本市においては、「三次市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第 1 期計画」という。）」（平成 27（2015）年度～令和元（2019）年度）や「三次市総合計画」（平成 26（2014）年度～令和 5（2023）年度）を策定しました。三次市総合計画では、めざすまちの姿を「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち～中山間地の未来を拓く拠点都市・三次～」とし、「人口減少・少子高齢社会への挑戦」、「女性の就労と子育ての両立」、「協働による地域づくり」、「拠点性を活かした未来の開拓」の 4 つの挑戦を掲げています。そして、平成 29（2017）年度には「三次市子どもの未来応援宣言」を策定し、「子どもたちの可能性を伸ばします」、「子どもたちの希望を支えます」、「子どもたちのチャレンジを応援します」の 3 つの宣言を柱に、子どもたちの未来を応援するための取組を進めています。

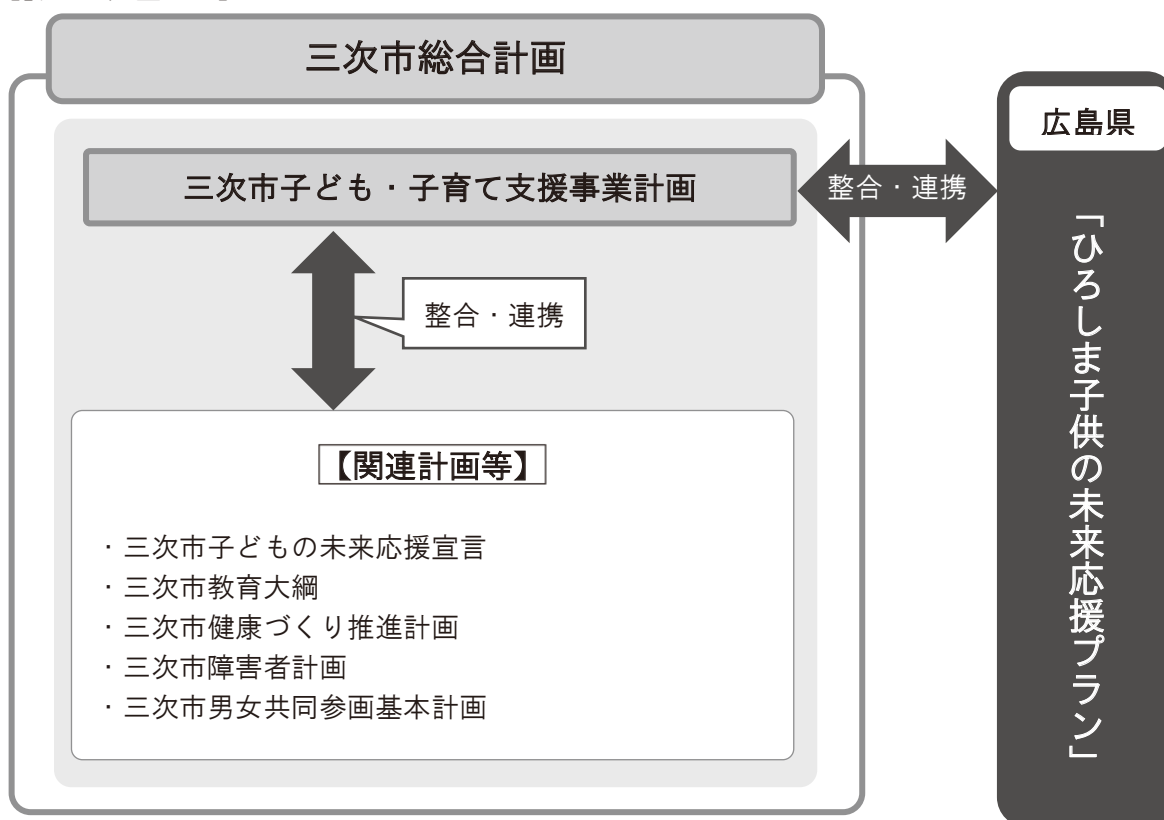
この度、第 1 期計画の計画期間が終了するにあたり、本市における子育て世帯が抱える課題を把握し、新たに「第 2 期三次市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第 2 期計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などの円滑な実施に向けた事業計画を定めるものです。三次市のまちづくりの方向性を示した「第2次三次市総合計画」を上位計画とし、その他の関連計画などと整合を図り策定します。また、この計画は各分野の個別計画部分を除き、次世代育成支援行動計画の性格を持ち合わせるものです。

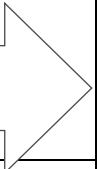
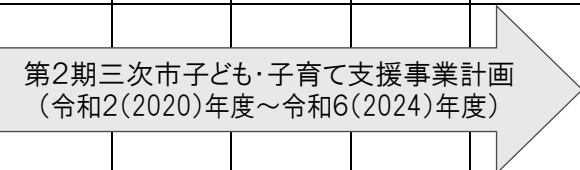
また、計画の推進にあたっては、新たな課題や環境の変化にも対応できるように、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

【計画の位置づけ】



3. 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度を初年度とし、令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とします。

平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
 三次市子ども・子育て支援事業計画 (平成27(2015)年度～令和元(2019)年度)									
					 第2期三次市子ども・子育て支援事業計画 (令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)				

4. 計画の策定体系

(1) 三次市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

就学前の子どもと小学生の子どもがいる保護者を対象に、本市の子育て支援に関する現状及び要望などを把握し、第2期計画の策定に向けた基礎資料として、本計画に反映することを目的に実施しました。

(2) 三次市子ども・子育て会議の開催

本計画に子どもの保護者、その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を反映するため、子どもの保護者、市民の代表、事業者の代表、各種団体の代表者、関係行政機関の代表者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、その他市長が必要と認める者からなる「三次市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定について審議を行いました。

(3) パブリック・コメントの実施

本計画の案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

5. 三次市の子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 三次市の現状

①総人口と年齢3区分人口の推移

本市の総人口は、減少を続けており、令和元（2019）年では 52,162 人となっています。年齢3区分別でみると、15 歳未満の年少人口と 15 歳～64 歳の生産年齢人口は年々減少していますが、65 歳以上の老年人口は増加しており少子高齢化がうかがえます。

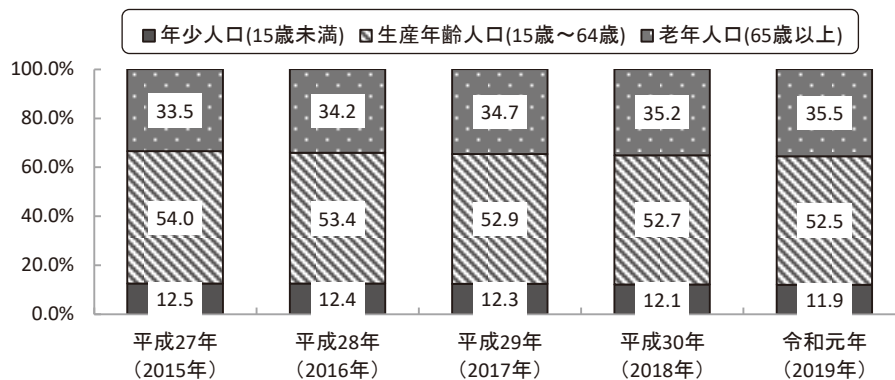
年少人口の推移では、どの年齢も年々減少していく見込みとなっています。

【総人口と年齢3区分人口の推移】

(単位：人、%)

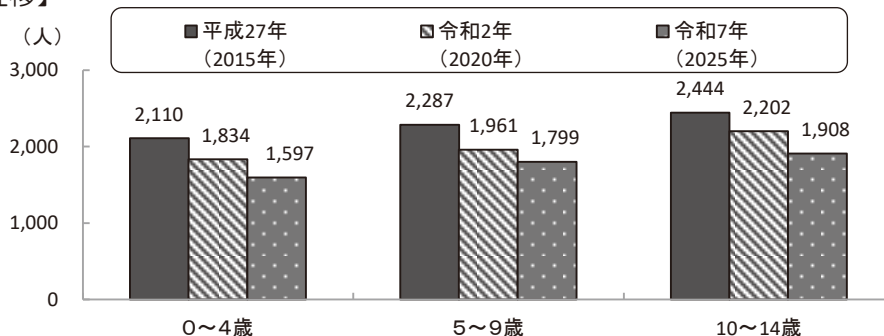
	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
総人口	54,905	54,324	53,561	52,776	52,162
年少人口 (15 歳未満)	6,841	6,744	6,604	6,389	6,228
割合	12.5	12.4	12.3	12.1	11.9
生産年齢人口 (15～64 歳)	29,652	29,005	28,349	27,808	27,395
割合	54.0	53.4	52.9	52.7	52.5
老年人口 (65 歳以上)	18,412	18,575	18,608	18,579	18,539
割合	33.5	34.2	34.7	35.2	35.5

【年齢3区分人口比率の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

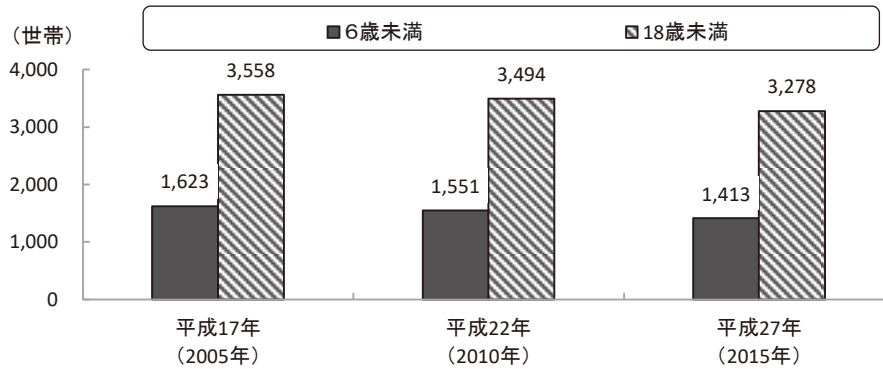
【年少人口の推移】



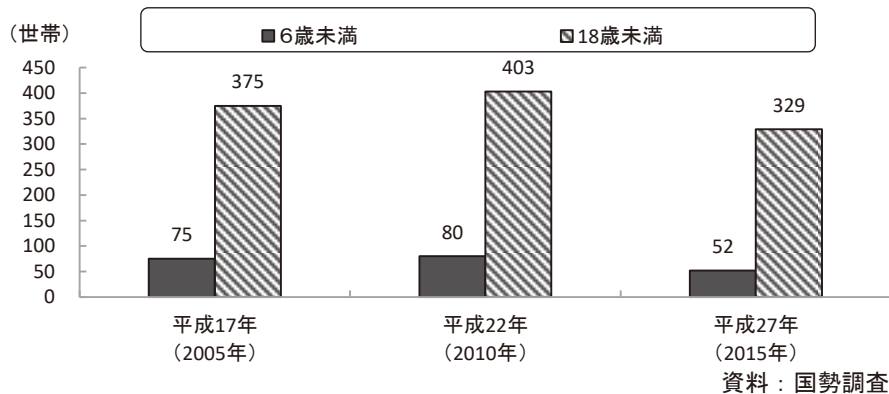
資料：平成 27 (2015) 年は住民基本台帳，令和 2 (2020) 年と令和 7 (2025) 年は日本の地域別将来推計人口

子育て世帯の推移をみると、どちらの世帯も年々減少傾向にあります。また、ひとり親世帯では平成 17(2005)年から平成 22(2010)年にかけて増加傾向にありましたが、平成 27(2015)年では減少に転じています。

【18 歳未満・6 歳未満の子どものいる子育て世帯の推移】



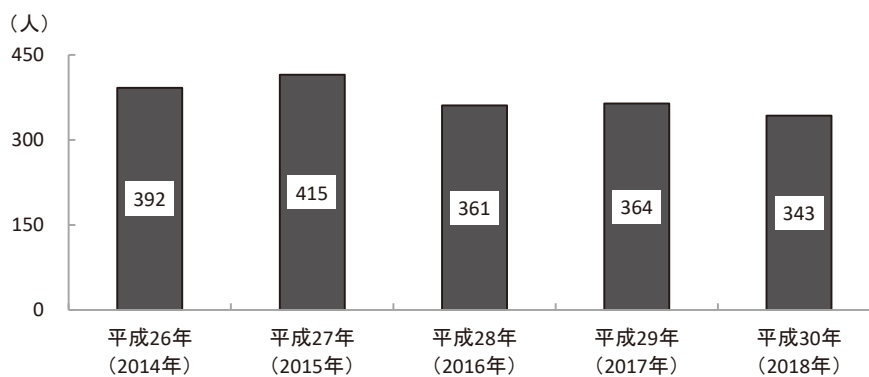
【18 歳未満・6 歳未満の子どものいるひとり親世帯の推移】



②出生の動向

本市の出生数は、平成 26 (2014) 年からみると平成 30 (2018) 年は 343 人と減少しています。

【出生数の推移】



資料：広島県人口動態調査

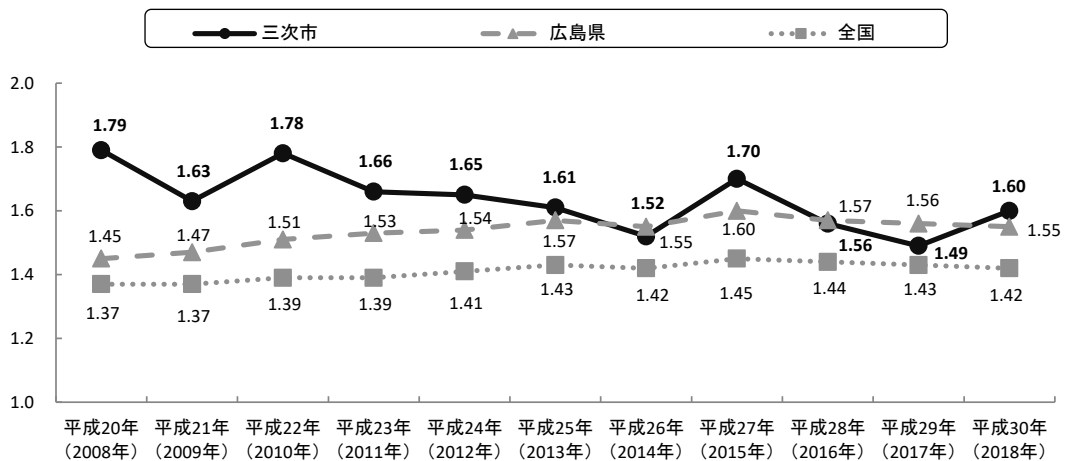
③合計特殊出生率

本市の期間合計特殊出生率は、ほとんどの年で国と県を上回る値となっており、平成 30 (2018) 年では 1.60 となっています。

【合計特殊出生率の推移】

		平成 20年 (2008年)	平成 21年 (2009年)	平成 22年 (2010年)	平成 23年 (2011年)	平成 24年 (2012年)	平成 25年 (2013年)	平成 26年 (2014年)	平成 27年 (2015年)	平成 28年 (2016年)	平成 29年 (2017年)	平成 30年 (2018年)
期間合計 特殊出生 率	三次市	1.79	1.63	1.78	1.66	1.65	1.61	1.52	1.70	1.56	1.49	1.60
	広島県	1.45	1.47	1.51	1.53	1.54	1.57	1.55	1.60	1.57	1.56	1.55
	全国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42
合計特殊 出生率 (ベイズ 推定値)	三次市	1.85					-					-
	広島県	1.54					-					-
	全国	1.38					-					-

【期間合計特殊出生率の推移】



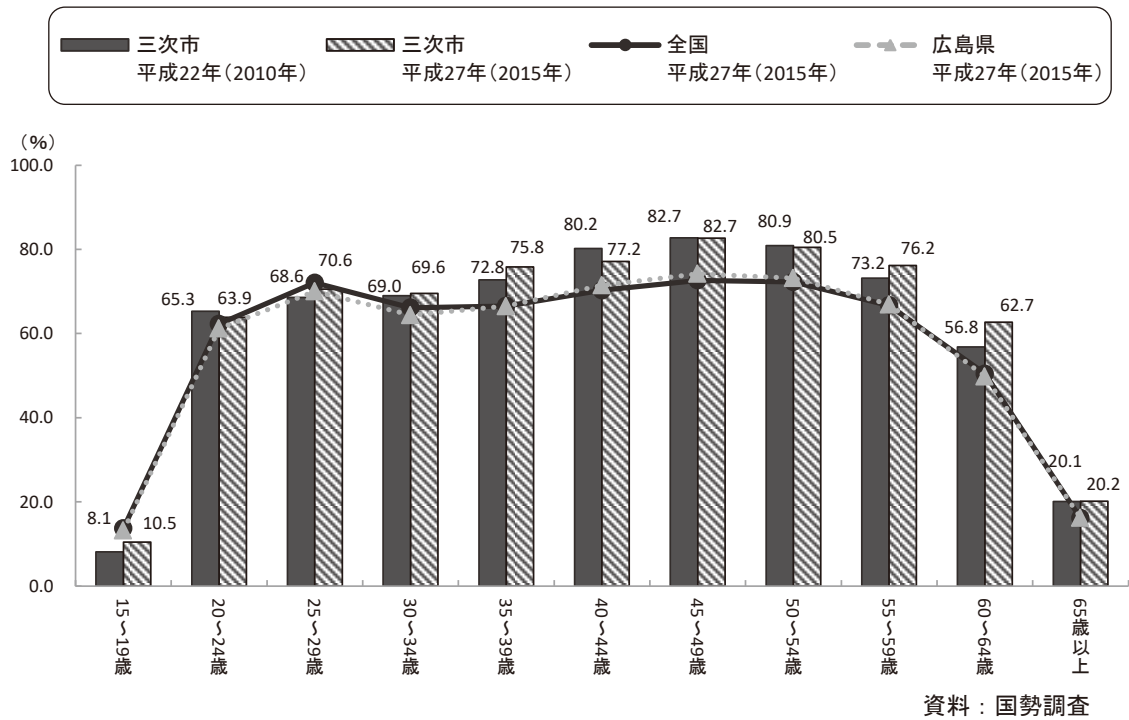
資料：女性活躍支援課・人口動態保健所・市町村別統計

(注) 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に何人子どもを産むかを推計したものです。また、ベイズ推定値とは、地域間比較や経年比較に耐えるより安定性の高い指標を求めるためにベイズ統計学の手法を用いたものです。

④女性の年齢別就業率

本市の平成 27（2015）年の女性の年齢別就業率は、15～19 歳と 25～29 歳を除くすべての年代で広島県及び全国の上を抜いて高くなっています。

【女性の年齢別就業率】



(2) 教育・保育施設の状況

保育所、幼稚園などの設置状況、定員・利用者数などは次のとおりです。

①保育所の状況

【児童の入所状況】

平成31（2019）年4月1日現在（単位：人）

施設名		入所児童数							定員（人）	入所率（%）
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計		
三次市立	愛光保育所	1	13	22	20	23	18	97	140	69.3
	十日市保育所	3	19	23	30	36	32	143	172	83.1
	東光保育所	6	12	23	30	29	33	133	190	70.0
	川地保育所	0	3	4	13	11	9	40	45	88.9
	和田保育所	0	12	7	12	13	15	59	80	73.8
	田幸保育所	0	1	1	4	5	4	15	45	33.3
	神杉保育所	6	5	7	19	14	12	63	84	75.0
	河内保育所	-	-	-	1	2	5	8	20	40.0
	粟屋保育所	0	7	9	9	13	9	47	55	85.5
	川西保育所	0	4	2	2	3	3	14	45	31.1
	酒屋保育所	5	22	24	26	36	32	145	140	103.7
	君田保育所	0	7	1	7	4	8	27	60	45.0
	布野保育所	2	2	7	11	9	5	36	60	60.0
	さくぎ保育所	1	2	3	7	4	5	22	60	36.7
	吉舎保育所	3	7	11	11	19	13	64	90	71.1
	安田保育所	休所							30	-
	八幡保育所	0	0	0	2	0	3	5	30	16.7
	敷地保育所	1	1	0	3	2	3	10	30	33.3
	三良坂保育所	2	9	12	15	23	16	77	120	64.2
	みわ保育所	0	3	7	8	11	10	39	120	32.5
こうぬ保育所	0	7	9	18	10	17	61	100	61.0	
私立	子供の館保育園	1	16	20	-	-	-	37	60	61.7
	子供の城保育園	6	24	24	20	19	20	113	100	113.0
合計		37	176	216	268	286	272	1,255	1,846	68.0

資料：子育て支援課

【保育サービスの状況】

平成 31（2019）年 4 月 1 日現在

施設名		利用可能サービス			
		延長保育	休日保育	一時保育	土曜午後保育
三次市立	愛光保育所	○	×	×	○
	十日市保育所	○	×	×	○
	東光保育所	○	○	○	○
	川地保育所	×	×	×	×
	和田保育所	×	×	×	○
	田幸保育所	×	×	×	×
	神杉保育所	×	×	×	○
	河内保育所	×	×	×	×
	粟屋保育所	×	×	×	○
	川西保育所	×	×	×	×
	酒屋保育所	○	×	○	○
	君田保育所	×	×	×	×
	布野保育所	○	×	×	○
	さくぎ保育所	×	×	×	×
	吉舎保育所	×	×	×	○
	安田保育所	休所			
	八幡保育所	×	×	×	×
	敷地保育所	×	×	×	×
	三良坂保育所	○	×	○	○
	みわ保育所	×	×	○	○
こうぬ保育所	×	×	○	×	
私立	子供の館保育園	○	×	×	○
	子供の城保育園	○	×	○	○

資料：子育て支援課

【保育所入所児童数の推移】

各年度4月1日現在（単位：人）

区分	施設数 (か所)	定員数 (人)	入所児童数						合計 (人)
			年齢別						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
平成26年度 (2014年度)	24	1,957	30	175	241	311	312	368	1,437
平成27年度 (2015年度)	24	1,957	35	192	246	325	326	326	1,450
平成28年度 (2016年度)	24	1,957	45	181	241	307	339	331	1,444
平成29年度 (2017年度)	24	1,957	37	198	241	289	326	349	1,440
平成30年度 (2018年度)	23	1,966	43	205	252	291	296	323	1,410

資料：子育て支援課

②認定こども園の状況

【児童の入所状況】

平成31（2019）年4月1日現在（単位：人）

施設名	入所児童数							定員（人）	入所率（%）
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計		
認定 みゆきこども園	7	24	24	24	21	25	125	120	104.2

資料：子育て支援課

【保育サービスの状況】

平成31（2019）年4月1日現在

施設名	利用可能サービス			
	延長保育	休日保育	一時保育	土曜午後保育
認定 みゆきこども園	○	×	○	○

資料：子育て支援課

【認定こども園入所児童数の推移】

（単位：人）

区分	施設数 （か所）	定員数 （人）	入所児童数						合計 （人）
			年齢別						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
平成26年度 （2014年度）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成27年度 （2015年度）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成28年度 （2016年度）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成29年度 （2017年度）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成30年度 （2018年度）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※平成31（2019）年4月1日開設

資料：子育て支援課

③幼稚園の状況

【児童の入所状況】

令和元（2019）年5月1日現在（単位：人）

保育園名	定員・入所状況	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
三次中央幼稚園	定員	—	—	—	80	90	90	260
	入所状況	—	—	—	57	57	55	169
三次清心幼稚園	定員	—	—	—	30	35	35	100
	入所状況	—	—	—	12	9	19	40
十日市幼稚園	定員	—	—	—	20	30	30	80
	入所状況	—	—	—	3	7	5	15
合計	定員	—	—	—	130	155	155	440
	入所状況	—	—	—	72	73	79	224

資料：子育て支援課

【保育サービスの状況】

平成31（2019）年4月1日現在

施設名	利用可能サービス			
	延長保育	休日保育	一時保育	土曜預かり保育
三次中央幼稚園	○	×	×	○
三次清心幼稚園	○	×	×	○
十日市幼稚園	○	×	×	○

資料：子育て支援課

【幼稚園入所児童数の推移】

各年度5月1日現在（単位：人）

区分	施設数 (か所)	定員数 (人)	入所児童数						合計 (人)
			年齢別						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
平成26年度 (2014年度)	3	440	—	—	—	69	69	68	206
平成27年度 (2015年度)	3	440	—	—	—	74	71	68	213
平成28年度 (2016年度)	3	440	—	—	—	102	69	69	240
平成29年度 (2017年度)	3	440	—	—	—	74	79	67	220
平成30年度 (2018年度)	3	440	—	—	—	81	78	79	238

資料：子育て支援課

④サービスの状況

【預かり保育】

(単位：延べ利用児童数(人))

区分	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
幼稚園の預かり保育	27,282	20,634	21,662	23,410
幼稚園以外の預かり保育	2,552	3,400	2,981	2,520

資料：子育て支援課

【延長保育】

区分	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
実施施設数(保育所)	8	9	9	9
利用実人数(人)	258	289	325	381

資料：子育て支援課

⑤認可外保育施設の状況

【児童の入所状況】

令和元（2019）年6月1日現在（単位：人）

保育所名	入所可能年齢	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
青空保育園	2歳以上 就学まで	80	2	4	12	11	32		61
ベビーハウスすみれ	生後1ヶ月以上 就学まで	6	0	0	0	0	0	0	0
チャイルドハウス いづみ	0歳(6ヶ月)以上 就学まで	30	3	2	3	2	0	0	10
こどもの家 のこのこのっこ	0歳(満6ヶ月) 以上就学まで	9	1	1	2	0	0	0	4
喜楽園 託児所	0歳(満6ヶ月) 以上就学まで	9	0	0	0	0	0	0	0
市立三次中央病院 院内保育施設	0歳以上2歳 まで	19	0	7	2	-	-	-	9
合計		153	6	14	19	13	32		84

資料：子育て支援課

【認可外保育施設の推移】

各年度5月1日現在（単位：人）

区分	施設数 (か所)	定員数 (人)	入所児童数						合計 (人)
			年齢別						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
平成26年度 (2014年度)	8	267	2	29	55	48	50	48	232
平成27年度 (2015年度)	8	267	2	29	55	47	91	4	228
平成28年度 (2016年度)	7	225	2	14	24	25	75	39	179
平成29年度 (2017年度)	7	183	4	28	16	23	57		128
平成30年度 (2018年度)	6	163	4	16	20	16	34		90

資料：子育て支援課

⑥地域型保育事業（事業所内・小規模保育事業）の状況

【児童の入所状況】

令和元（2019）年10月1日現在（単位：人）

保育所名	入所可能年齢	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
きらきら保育所	1歳児 2歳児	15	2	6	4	—	—	—	12
三次あゆみ保育園	0歳（満9か月） 以上就学まで	12	0	1	4	0	0	0	5
専法寺保育園	0歳（満6か月） 以上2歳まで	19	5	2	3	—	—	—	10
合計		46	7	9	11	0	0	0	27

資料：子育て支援課

【事業所内保育施設入所児童数の推移】

各年度10月1日現在（単位：人）

区分	施設数 （か所）	定員数 （人）	入所児童数						合計 （人）
			年齢別						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
平成26年度 （2014年度）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成27年度 （2015年度）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成28年度 （2016年度）	1	12	3	6	5	0	0	0	14
平成29年度 （2017年度）	1	12	3	4	3	0	0	0	10
平成30年度 （2018年度）	2	27	7	9	7	0	0	0	23

資料：子育て支援課

(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭などを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することとされています。

- ①延長保育事業
- ②一時預かり事業
- ③ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）【子育てサポート事業】
- ④子育て短期支援事業（ショートステイ）【未実施】
- ⑤病児・病後児保育事業
- ⑥地域子育て支援拠点事業【地域子育て支援センター】
- ⑦利用者支援事業
- ⑧乳児家庭全戸訪問事業
- ⑨養育支援訪問事業・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑩妊婦健康診査
- ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【未実施】

それぞれの事業の取組状況は以下のとおりです。

①延長保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもの利用時間以外に保育所や認定こども園等で保育を行う。

三次市の取組状況

【実績（平成30（2018）年度）】

●実施施設数：9か所（公立6か所、私立3か所）

【利用料】

●月額2,400円（私立：月額なし）

●100円、200円、300円（利用施設、利用時間により異なる）

【実施状況】

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
実施施設数（保育所）	8	9	9	9
利用実人数（人）	258	289	325	381

資料：子育て支援課

②-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主に昼間において、幼稚園で一時的に預かる。

②-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

事業概要

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて希望する者を対象に一時的に預かる。

【実績（平成 30（2018）年度）】

- 実施施設数：3 幼稚園
- 延べ利用児童数：23,410 人

【実施状況】

区分	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
延べ利用児童数（人）	27,282	20,634	21,662	23,410

資料：子育て支援課

②-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主に昼間において、保育所などで一時的に預かる。

三次市の取組状況

【実績（平成 30（2018）年度）】

- 実施施設数：7 保育所（公立 5 か所，私立 2 か所）
- 延べ利用児童数：2,520 人

【利用料】

区分	月額	日額	一時間当たり
3 歳未満児	42,000 円	3,200 円	500 円
3 歳以上児	32,000 円	2,500 円	500 円

【実施状況】

区分	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
延べ利用児童数（人）	2,552	3,400	2,981	2,520

資料：子育て支援課

③ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）【子育てサポート事業】

事業概要

子どもの預かりなどの援助を受けたい者（おねがい会員）と援助を行いたい者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡，調整を行う。

三次市の取組状況

【実績（平成 30（2018）年度）】

●会員数：951 人（おねがい会員 651 人，まかせて会員 197 人，両方会員 103 人）

●活動件数：1,297 件

【利用料】

●7 時～21 時（平日）：1 時間あたり 800 円（うち 500 円を市が助成）

●7 時～21 時（土・日・祝日・年末年始）：1 時間あたり 860 円（うち 500 円を市が助成）

●6 時～7 時 21 時～22 時：1 時間あたり 1,000 円（うち 500 円を市が助成）

●22 時～7 時：3,000 円（助成なし）（就労・冠婚葬祭・保護者の病気に限る）

※きょうだい複数同時預かりの場合は，2 人目以降半額（ただし 22 時～7 時を除く）

●活動件数：1,297 件

【実施状況】

区分	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
延べ利用数（未就学児）（人）	1,814	626	501	442	542
延べ利用数（就学児）（人）	121	466	626	391	755
延べ利用数（合計）（人）	1,935	1,092	1,127	833	1,297
提供会員（まかせて会員）（人）	179	177	186	190	197
依頼会員（おねがい会員）（人）	885	707	674	657	651
両方会員（人）	90	94	92	97	103

資料：女性活躍支援課

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の病気や出張，冠婚葬祭などにより，家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合，児童養護施設などで一定期間，養育・保護を行う。

三次市の取組状況

三次市では未実施

⑤病児・病後児保育事業

事業概要

発熱などの病気や病気からの回復期に集団保育が困難な子どもについて一時的に保育を行う。

三次市の取組状況

【実績（平成 30（2018）年度）】

- 実施施設数：2 か所
- 延べ利用児童数：179 人

【利用料】

- 1 人 1 日 2,000 円（月～金 8 時～18 時）（減免制度あり）（病児・病後児保育室すくすく）
- 1 人 1 日 2,000 円（月～土 8 時～18 時）（減免制度あり）（病後児保育室おひさま）

【利用対象者】

- 生後 6 か月から小学 6 年生までの病気や病気からの回復期に、集団保育が困難な子ども

【実施状況】

区分	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
実施施設数（か所）	1	1	2	2	2
延べ利用児童数（すくすく）（人）	-	-	117	165	142
延べ利用児童数（おひさま）（人）	71	52	36	19	37
延べ利用児童数（合計）（人）	71	52	153	184	179

資料：女性活躍支援課 ・子育て支援課

【開設状況】

名称	住所
病児・病後児保育室「すくすく」	三次市東酒屋町 10531 番地 市立三次中央病院内
病後児保育室「おひさま」	三次市東酒屋町 579 番地 酒屋保育所内

⑥地域子育て支援拠点事業【地域子育て支援センター】

事業概要

公共施設や保育所などの地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などを行う。

三次市の取組状況

【実績（平成 30（2018）年度）】

- 実施施設数：7か所（一般型：公営3か所，民営4か所）
- 延べ利用人数：25,163人（年間利用延べ親子組数：11,351組）

【実施状況】

区分	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
実施施設数（か所）	6	6	7	7	7
延べ利用数（人）	20,738	19,490	30,865	27,562	25,163
延べ利用親子組数（組）	10,075	8,687	14,146	12,548	11,351
月平均延べ利用数（人）	1,728	1,624	2,572	2,297	2,097

資料：女性活躍支援課

●地域子育て支援センターの開設状況

名称	住所
酒屋地域子育て支援センター 「ぼよぼよ」	三次市東酒屋町 579 番地 酒屋保育所
三良坂地域子育て支援センター 「みつばち」	三次市三良坂町三良坂 5038 番地 6 三良坂農村ふるさとセンター内
あそび工房	三次市十日市中一丁目 1 番 10 号 三次ショッピングセンターCC プラザ内
ちゅうおう憩いの森 「キッズルーム」	三次市十日市中二丁目 9 番 24 号 子供の城保育園
認定 みゆきこども園 「きりんの会」	三次市畠敷町 1868 番地 2 認定 みゆきこども園
子育てフリースペース 太才町DASA I YA	三次市三次町 1151 番地
だっこルームみよし	三次市十日市東四丁目 1 番 30 号 サングリーン内

⑦利用者支援事業（基本型・母子保健型）

事業概要

子ども及びその保護者などが教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う。また、助産師などが妊産婦の状況を継続的に把握して支援プランを作成するなど支援を行う。

三次市の取組状況

【実績（平成 30（2018）年度）】

- 子育て支援課に子育て支援に関する専門員を配置
- 健康推進課に助産師を配置

【実施状況】

区分	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
設置数（か所）	1	1	1	1	1

資料：子育て支援課

⑧乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う。

三次市の取組状況

【実績（平成 30（2018）年度）】

- 訪問者実家庭数：336 戸

【実施状況】

区分	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
訪問者実家庭数（戸）	378	419	363	390	336
訪問対象家庭数（戸）	385	426	368	390	357
訪問実施率（％）	98.2	98.4	98.6	100.0	94.1

資料：健康推進課

⑨養育支援訪問事業・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

【養育支援訪問事業】

事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、家庭児童相談員と保健師、関係機関が連携して家庭訪問を実施し子育ての悩みや不安に対して適切な指導・助言などを行うなど、養育能力を向上させるための支援を行う。

三次市の取組状況

【実績（平成 30（2018）年度）】

- 養育支援連絡会議6回（延べ検討ケース 631 件）
- 延べ訪問件数 274 件

【実施状況】

区分	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
延べ訪問件数（件）	333	248	287	238	274
養育支援連絡会議開催数（回）	6	6	6	6	6
延べ検討ケース件数（件）	474	548	546	573	631

資料：女性活躍支援課

【要保護児童ケース検討事業】

事業概要

児童虐待など多様化する児童問題に対応するため、問題の早期発見、早期対応、再発防止などの支援を行うため要保護児童対策地域協議会における関係機関とのケース検討会議を実施する。

三次市の取組状況

【実績（平成 30（2018）年度）】

- 定例（実務者）会議6回（延べ検討ケース 296 件）

【実施状況】

区分	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
定例（実務者）会議開催数（回）	6	6	6	6	6
延べ検討ケース件数（件）	397	327	419	401	296

資料：女性活躍支援課

⑩妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持，増進を図るとともに，安全な出産を迎えるため妊婦健診を行う。

三次市の取組状況

【実績（平成 30（2018）年度）】

- 妊婦届出数：353 人
- 受診者数：347 人

【実施状況】

区分	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
妊婦届出数（人）	436	371	384	382	353
受診者数（人）	436	355	377	362	347
受診回数（回）	6,169	5,427	5,609	5,082	5,207

資料：健康推進課

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要

保護者の就労や疾病などの理由で，放課後に保育を受けることができない小学校に就学している児童に対して，学校の余裕教室や公共施設などを活用し，放課後における生活の場，適切な遊びの場を提供する。

三次市の取組状況

【実績（平成 30（2018）年度）】

- 実施施設数：10 か所 21 クラブ
- 利用児童数：653 人（平成 31（2019）年 3 月現在）

【利用負担金】

- 1 人あたり 月額 4,000 円（1 人目） 月額 2,000 円（2 人目以降）
- ※要保護・準要保護世帯については減免規定あり

【利用対象者】

- 小学校に在籍する児童で，放課後に家庭において保育ができない児童

【実施状況】

利用区分	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
実施施設数（クラブ）	16	18	18	18	21
低学年 利用児童数（人）	435	488	453	501	537
高学年 利用児童数（人）	24	51	58	71	116

資料：文化と学びの課

【放課後児童クラブ利用者数の推移（各年度3月時点）】

（単位：人）

区域		平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
三次小学校	低学年	41	49	49	52	57
	高学年	5	4	9	5	15
十日市小学校	低学年	131	147	124	165	168
	高学年	0	17	12	16	37
八次小学校	低学年	130	145	144	163	171
	高学年	1	11	16	21	25
酒河小学校	低学年	29	36	42	33	41
	高学年	4	5	6	7	11
神杉小学校	低学年	9	16	15	15	16
	高学年	6	4	1	3	5
和田小学校	低学年	20	14	19	20	22
	高学年	3	2	2	4	8
吉舎小学校	低学年	26	24	19	16	12
	高学年	1	1	4	5	0
三良坂小学校	低学年	17	19	15	12	18
	高学年	0	2	1	4	4
三和小学校	低学年	15	18	17	16	18
	高学年	2	4	6	6	10
甲奴小学校	低学年	17	20	9	9	14
	高学年	2	1	1	0	1
合計	低学年	435	488	453	501	537
	高学年	24	51	58	71	116
	全学年	459	539	511	572	653

資料：文化と学びの課

◇放課後子ども教室※関連事業

事業概要

地域の参画を得て、「学び」「体験」「交流」「遊び」といった多様な体験学習機会を提供し、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進する。

三次市の取組状況

【実績（平成 30（2018）年度）】

- 実施施設数：10 か所
- 利用児童数：156 人（平成 30（2018）年 5 月 1 日現在）

【利用料】

- 各教室で決定

【利用対象者】

- 地域の小学校に在籍する児童

【実施状況】

（単位：人）

利用区分	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
実施施設数（か所）	6	5	5	9	10
利用児童数（人）	61	62	52	138	156

資料：文化と学びの課

【放課後子ども教室利用者数の推移】

（単位：人）

放課後子ども教室	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
君田放課後子ども教室	—	—	—	—	16
青河放課後子ども教室	—	—	—	18	17
田幸放課後子ども教室	—	—	—	9	9
川地放課後子ども教室	—	—	—	19	23
川西放課後子ども教室	—	—	—	28	31
河内放課後子ども教室	7	5	3	3	9
粟屋放課後子ども教室	17	16	14	14	12
布野放課後子ども教室	20	23	24	28	24
作木放課後子ども教室	7	12	8	12	10
安田放課後子ども教室	5	6	3	7	5
のぞみが丘放課後子ども教室	5	—	—	—	—
合計	61	62	52	138	156

資料：文化と学びの課

◇小規模型放課後児童クラブ※関連事業

事業概要

保護者の就労や疾病などの理由で、放課後に保育を受けることができない小学校に在籍する児童に対して、学校の余裕教室で小規模で運営され放課後に生活の場、適切な遊び場を提供する。

三次市の取組状況

【実績（平成30（2018）年度）】

- 実施施設数：1か所
- 利用児童数：11人（平成30（2018）年5月1日現在）

【利用料】

- 運営主体ごとに決定

【利用対象者】

- 地域の小学校に在籍する児童で、放課後に家庭において保育ができない児童

【実施状況】

（単位：人）

区分	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
実施施設数（か所）	6	6	6	2	1
利用児童数（人）	88	88	83	27	11

資料：文化と学びの課

【小規模型放課後児童クラブ利用者数の推移】

（単位：人）

小規模型放課後児童クラブ	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
八幡小規模型放課後児童クラブ	15	16	15	14	11
君田小規模型放課後児童クラブ	12	12	8	13	—
青河小規模型放課後児童クラブ	12	15	11	—	—
田幸小規模型放課後児童クラブ	12	11	10	—	—
川地小規模型放課後児童クラブ	9	11	14	—	—
川西小規模型放課後児童クラブ	28	23	25	—	—
合計	88	88	83	27	11

資料：文化と学びの課

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育または特定子ども・子育て支援を受けた保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の助成を行う事業です。

三次市の取組状況

【実績（平成 30（2018）年度）】

●三次市では未実施

※令和元（2019）年 10 月から実施

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究，その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進する事業です。

三次市の取組状況

【実績（平成 30（2018）年度）】

●三次市では未実施

6. ニーズ調査結果にみる三次市の特徴

(1) 調査の概要

①調査の目的

就学前の子どもと小学生の子どもがいる保護者を対象に、本市の子育て支援に関する現状及び要望などを把握し、第2期計画の策定に向けた基礎資料として、本計画に反映することを目的に実施しました。

②調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区分	就学前児童調査	小学生児童調査
1.調査対象者と抽出方法	三次市に居住する0歳から5歳までの小学校入学前児童	三次市に居住する小学生児童
2.調査方法	郵送により配布・回収	郵送により配布・回収
3.調査期間	平成31(2019)年1月	平成31(2019)年1月
4.回収状況	配布数 1,500 回収数 745 【前回調査 678】 回収率 49.7% 【前回調査 45.2%】	配布数 1,500 回収数 701 【前回調査 669】 回収率 46.7% 【前回調査 44.6%】

③集計にあたっての注意点

- ・グラフは、パーセントで示しています。
- ・グラフ中に表示している「n=」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数(回答者数)を示しています。
- ・算出されたパーセントは、小数第2位を四捨五入して、小数第1位までの表示としているため、その合計が必ずしも100.0%にならない場合もあります。
- ・複数回答で質問している調査項目においては、その合計は100.0%を超えます。

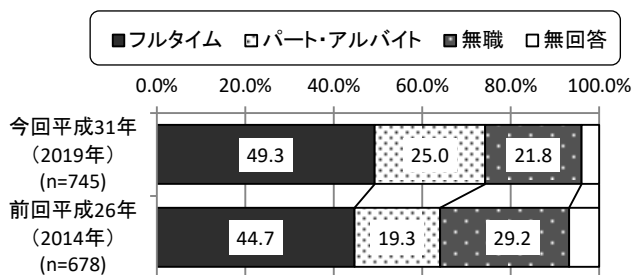
(2) ニーズ調査結果

①保護者などの就労について

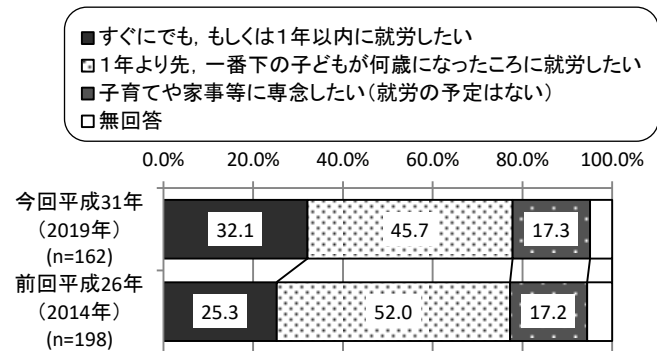
◇母親の就労状況

母親の就労状況について、前回調査に比べて今回調査では「フルタイム」や「パート・アルバイト」が増加傾向にあり、母親の就労率が上昇しています。また、現在就労していない母親の就労意向では、前回調査に比べて今回調査では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」がやや増加しています。就労したい子どもの年齢は「3歳」が最も多くなっています。

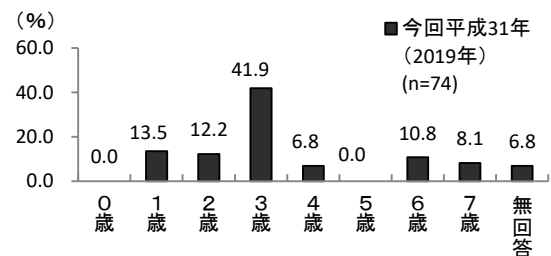
【母親の就労状況（就学前）】



【現在就労していない母親の就労意向（就学前）】



【就労したい子どもの年齢（就学前）】

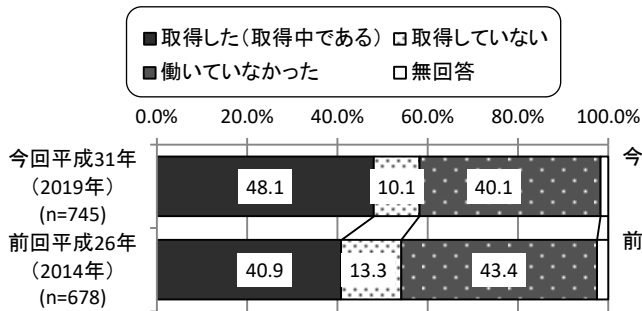


◇保護者の育児休業取得状況

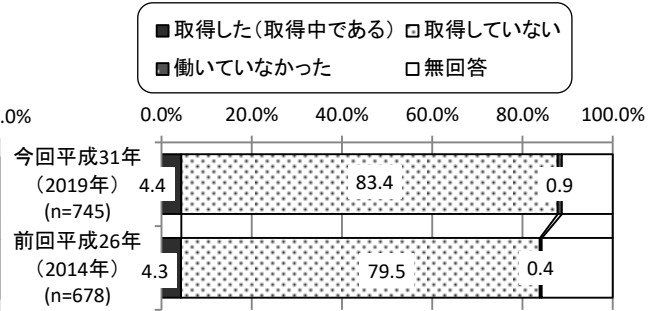
母親と父親の育児休業取得状況について、前回調査に比べて今回調査では「取得した（取得中である）」が上昇していますが、父親は大きな変化は見られず、男性の育児休業取得は進んでいません。

【母親と父親の育児休業取得状況（就学前）】

<母親>



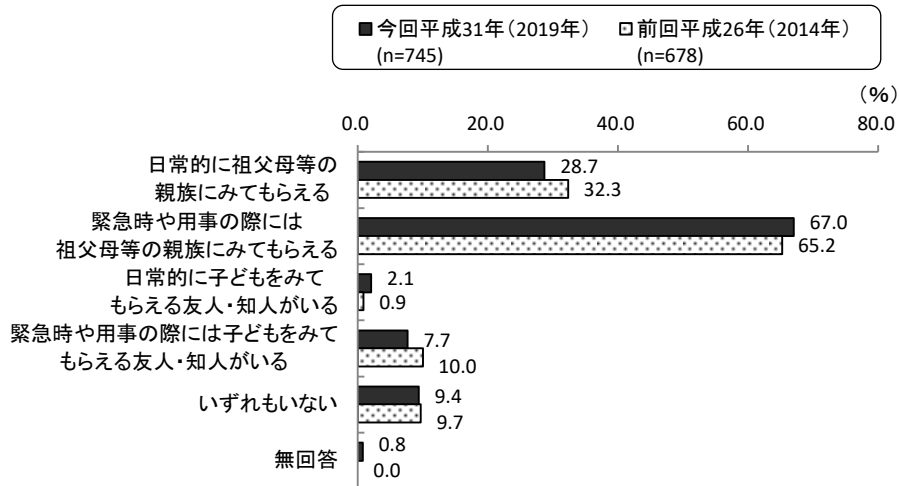
<父親>



◇祖父母などに預かってもらえる状況

祖父母などに預かってもらえる状況について、前回調査に比べて今回調査では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」がやや減少傾向にあります。

【祖父母などに預かってもらえる状況（就学前）】

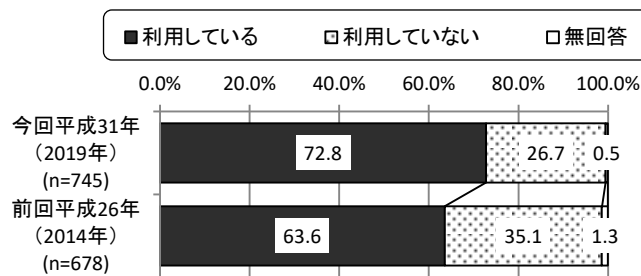


②サービス・事業について

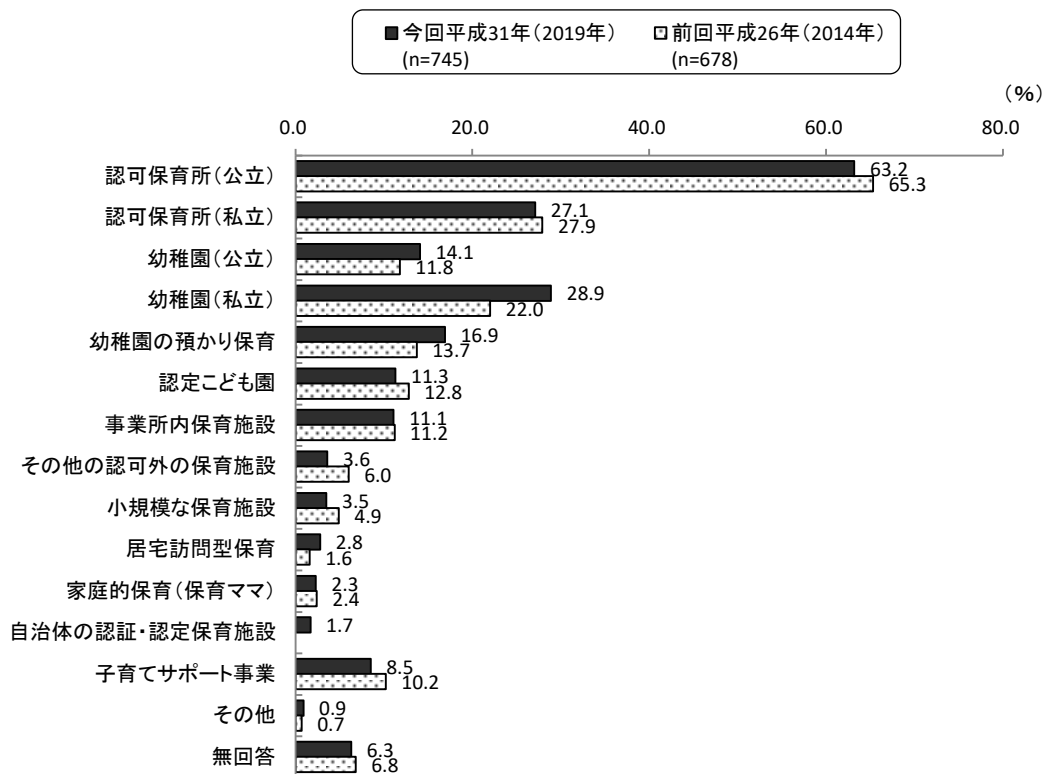
◇平日の定期的な幼稚園・保育所などのサービス利用状況

幼稚園・保育所などの利用状況について、前回調査に比べて今回調査では「利用している」が上昇しており、幼稚園・保育所などの利用者が増加しています。

【幼稚園・保育所などの利用状況（就学前）】



【定期的な幼稚園・保育所などの利用希望状況（就学前）】



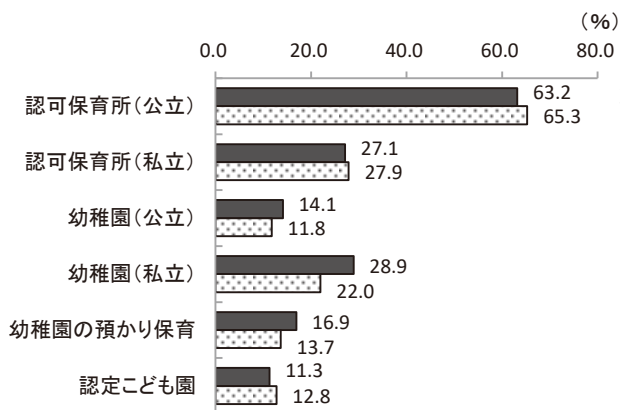
◇今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

平日の定期的な教育・保育事業の利用希望について、前回調査・今回調査ともに「認可保育所（公立）」が最も高くなっています。

施設を利用するときに重視することについて、「職員（教諭，保育士等）の対応の良さ」や「通勤・送迎の便の良さ」が5割となっています。

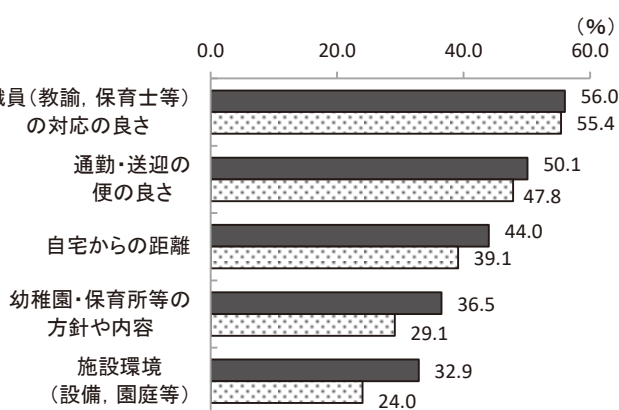
【平日の定期的な教育・保育事業の利用希望（就学前）】

■ 今回平成31年(2019年) (n=745) □ 前回平成26年(2014年) (n=678)



【施設を利用するときに重視すること（就学前）】

■ 今回平成31年(2019年) (n=745) □ 前回平成26年(2014年) (n=678)

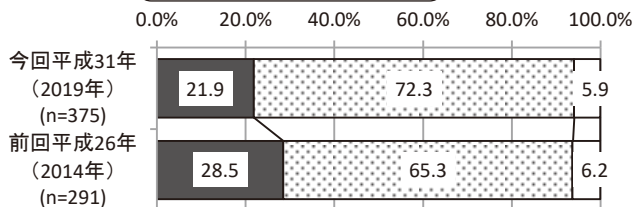


◇病児・病後児保育の利用希望

父親又は母親が仕事を休んで対処した方のうち、病児・病後児保育を「できれば利用したかった」と答えた人の割合は21.9%となっており、利用したいと思った日数について、前回調査・今回調査ともに「4日以下」が4割となっています。

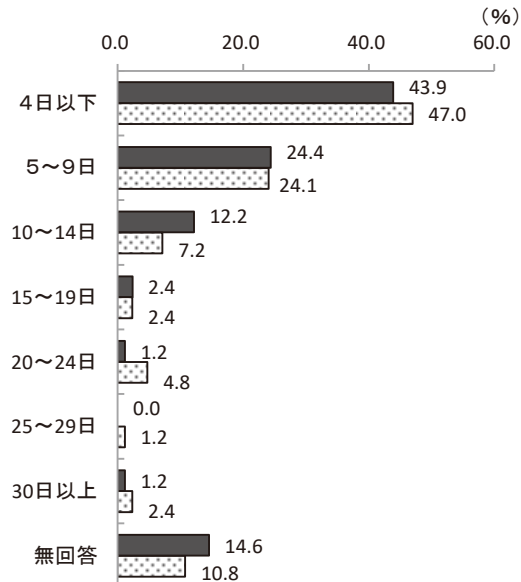
【病児・病後児保育の利用希望（就学前）】

■ できれば利用したかった □ 利用したいと思わなかった □ 無回答



【利用したいと思った日数（就学前）】

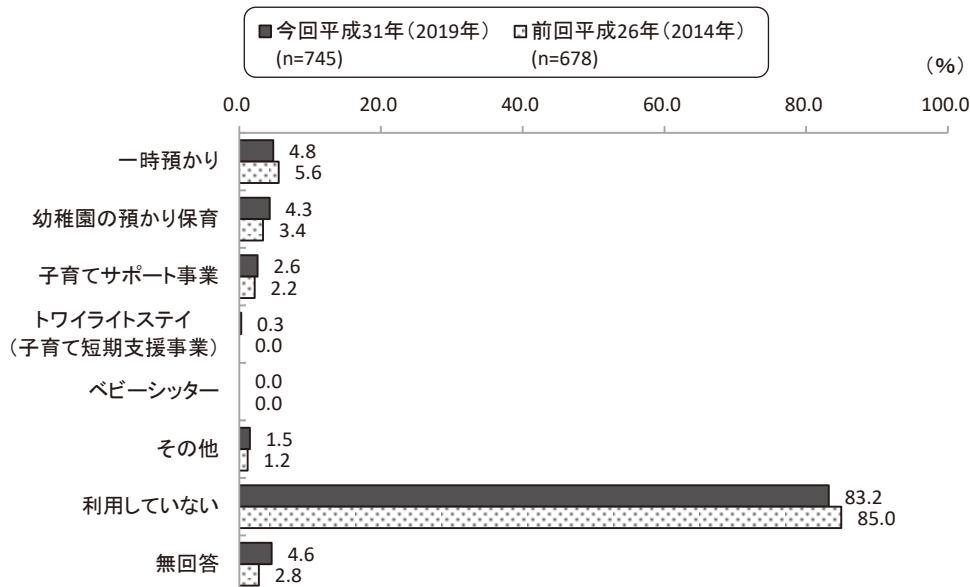
■ 今回平成31年(2019年) (n=82) □ 前回平成26年(2014年) (n=83)



◇一時預かりの利用希望

私用，親の通院，不定期の就労などの目的で不定期的に利用しているサービスについてみると，「利用していない」が83.2%を占めています。利用している割合は「一時預かり」が4.8%，「幼稚園の預かり保育」が4.3%，「子育てサポート事業」が2.6%となっています。

【一時預かりの利用希望（就学前）】

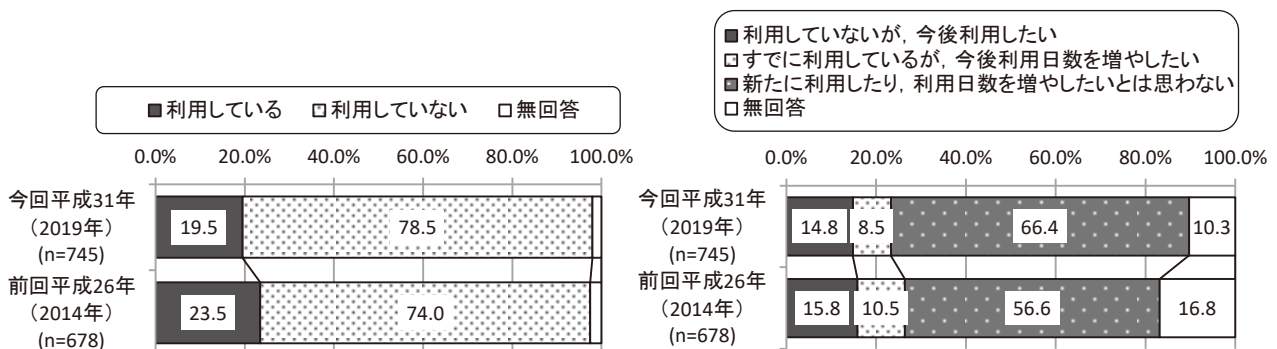


◇地域子育て支援センターの利用状況

地域子育て支援センターの利用状況は「利用している」と答えた人の割合は19.5%となっており，今後の利用意向も「利用していないが，今後利用したい」が14.8%，「すでに利用しているが，今後利用日数を増やしたい」が8.5%，「新たに利用したり，利用日数を増やしたいとは思わない」が66.4%となっています。

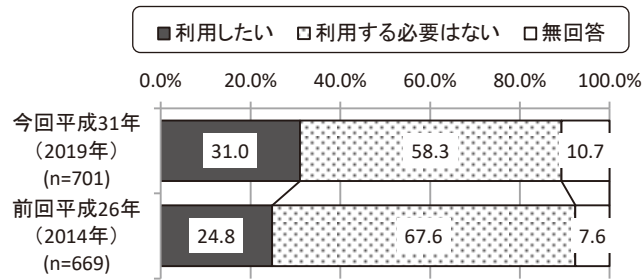
【地域子育て支援センターの利用状況（就学前）】

【地域子育て支援センターの利用意向（就学前）】

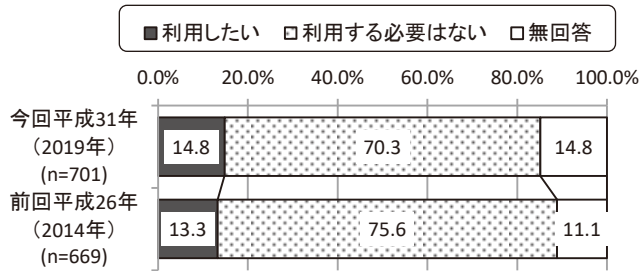


◇放課後児童クラブの利用意向

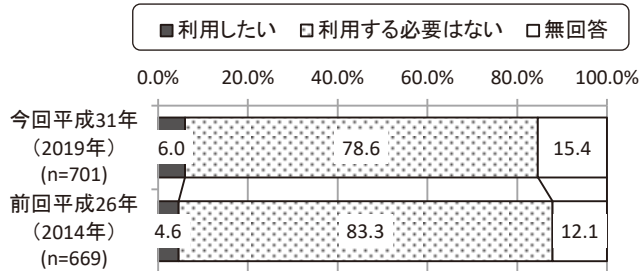
【平日の放課後児童クラブの利用意向（小学生）】



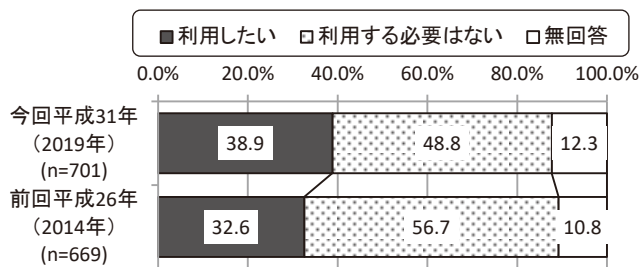
【土曜日の放課後児童クラブの利用意向（小学生）】



【日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用意向（小学生）】



【夏休み・冬休みなど長期休暇期間の放課後児童クラブの利用意向（小学生）】



◇放課後児童クラブの利用

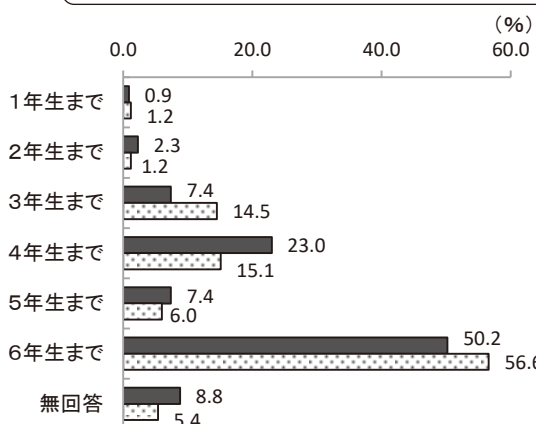
平日の希望利用学年は、前回調査・今回調査ともに「6年生まで」が最も高く、週当たり利用希望日数は、「5日」が最も高くなっています。希望利用終了時間は、前回調査では「19時台」を希望する人が多くいましたが、今回調査では「18時台」を希望する人が多くなっています。

長期休暇期間の希望利用学年でも、平日と同様に「6年生まで」が最も高く、月当たり希望利用日数は前回調査・今回調査ともに「20～24日」を希望する人が多くなっています。

《平日》

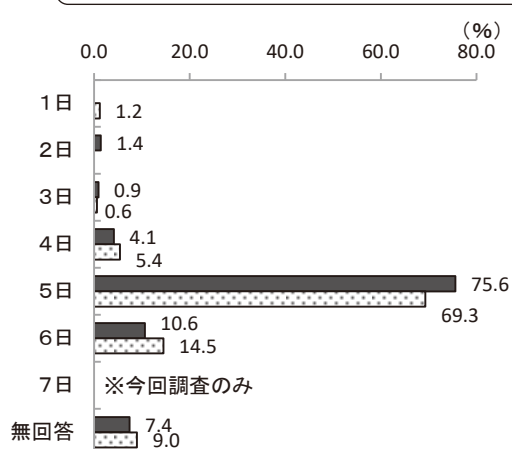
【希望利用学年（小学生）】

■今回平成31年(2019年) (n=217) □前回平成26年(2014年) (n=166)



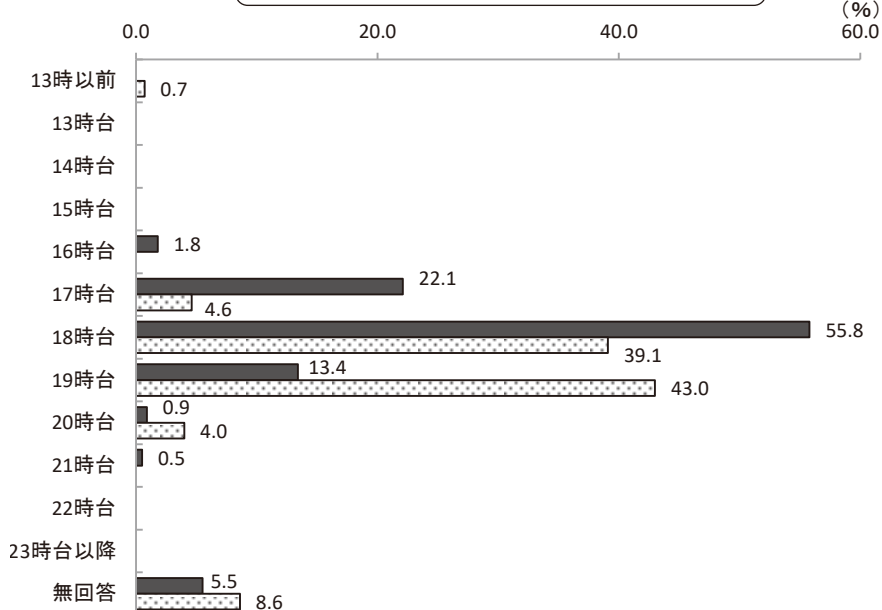
【週当たり希望利用日数（小学生）】

■今回平成31年(2019年) (n=217) □前回平成26年(2014年) (n=166)

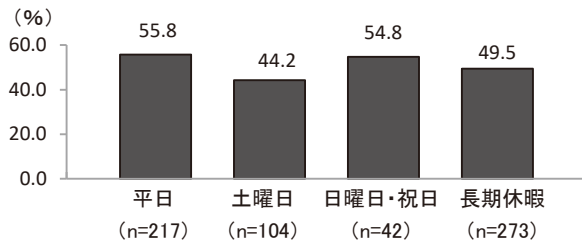


【希望利用終了時間（小学生）】

■今回平成31年(2019年) (n=217) □前回平成26年(2014年) (n=151)



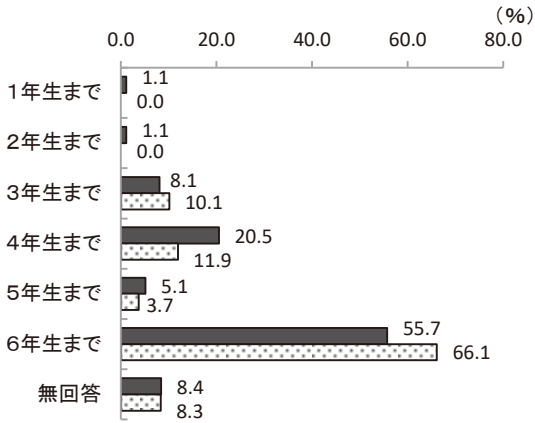
【放課後児童クラブの18時台まで利用希望者の割合（小学生）】



《夏休み・冬休みなど長期休暇期間》

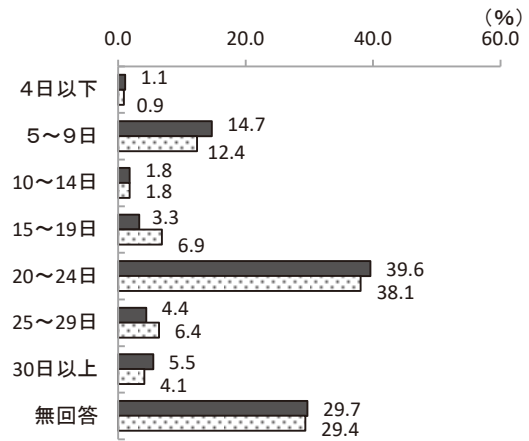
【希望利用学年（小学生）】

■ 今回平成31年(2019年) (n=273) □ 前回平成26年(2014年) (n=218)



【月当たり希望利用日数（小学生）】

■ 今回平成31年(2019年) (n=273) □ 前回平成26年(2014年) (n=218)



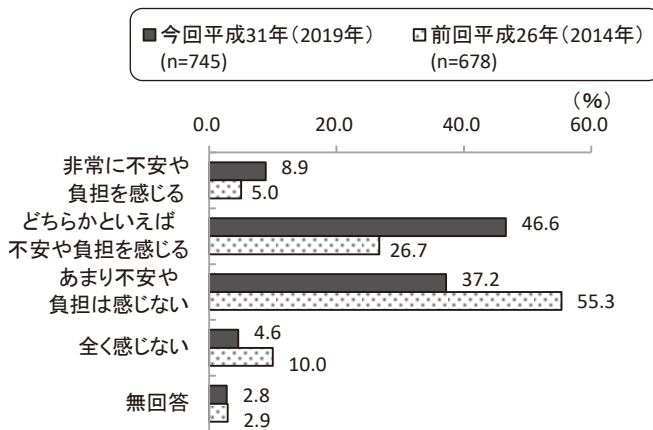
③子ども・保護者の状況について

◇子育てに対する不安・負担感

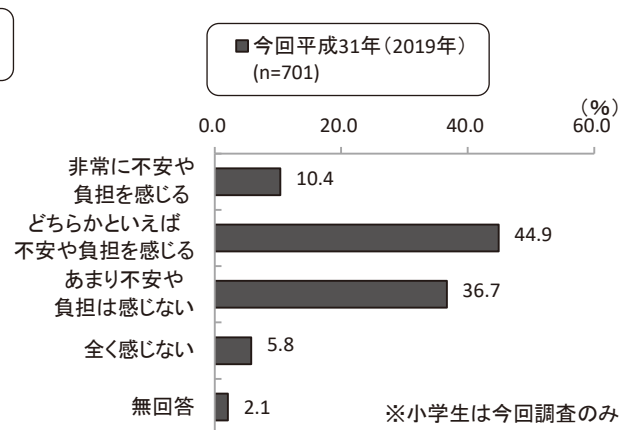
子育ての不安・負担感について、就学前児童の保護者では、前回調査に比べて今回調査では「非常に不安や負担を感じる」と「どちらかといえば不安や負担を感じる」が大きく増加しています。また、小学生の保護者でも、5割以上で不安・負担感を感じています。

【子育ての不安・負担感（就学前・小学生）】

<就学前>



<小学生>



子育ての不安・負担感について、就学前（学齢別）・小学生（学年別）でみると、就学前は食事や栄養、育児の方法などに悩む保護者が多くなっていますが、小学生は子どもの教育に関して悩みを抱える保護者が多くなっています。

<就学前 学齢別（1～3位）>

学齢別	1位	2位	3位
0歳	食事や栄養に関すること(45.1%)	発達・育児に関すること(37.6%)	育児の方法(しつけ等)がよくわからないこと(34.1%)
1歳	食事や栄養に関すること(34.5%)	育児の方法(しつけ等)がよくわからないこと(33.6%)	仕事と子育ての両立が難しいこと(28.3%)
2歳	子どもとの時間を十分にとれないこと(40.9%)	子どもを叱りすぎているような気がする(40.9%)	発達・育児に関すること(37.3%)
3歳	子どもを叱りすぎているような気がする(32.7%)	育児の方法(しつけ等)がよくわからないこと(31.8%)	発達・育児に関すること(30.8%)
4歳	子どもを叱りすぎているような気がする(38.1%)	発達・育児に関すること(34.7%)	子どもとの時間を十分にとれないこと(33.1%)
5歳	子どもとの時間を十分にとれないこと(39.3%)	仕事と子育ての両立が難しいこと(37.4%)	子どもの教育に関すること(32.7%)

<小学生 学年別（1～3位）>

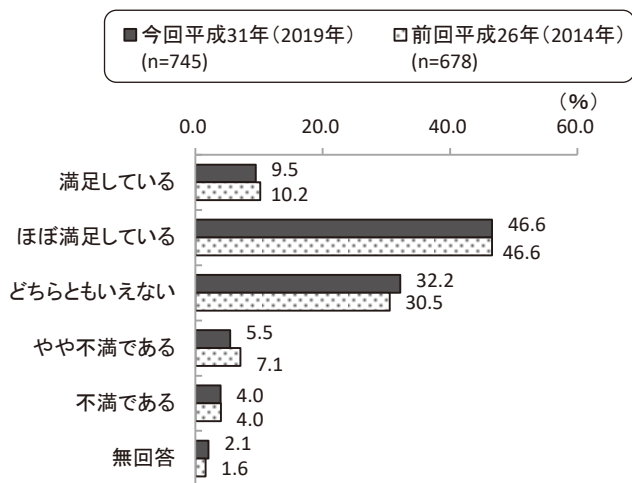
学年別	1位	2位	3位
1年生	子どもを叱りすぎているような気がする(48.4%)	子どもとの時間を十分にとれないこと(42.1%)	子どもの教育に関する(35.7%)
2年生	子どもを叱りすぎているような気がする(38.5%)	子どもとの時間を十分にとれないこと(36.5%)	子どもの教育に関する(35.6%)
3年生	子どもの教育に関する(40.4%)	子どもを叱りすぎているような気がする(40.4%)	友だちづきあい(いじめ等を含む)に関する(24.2%)
4年生	子どもの教育に関する(43.6%)	子どもとの時間を十分にとれないこと(31.6%)	子どもを叱りすぎているような気がする(29.9%)
5年生	子どもの教育に関する(47.9%)	子どもとの時間を十分にとれないこと(36.1%)	発達・発育に関する(24.4%)
6年生	子どもの教育に関する(45.7%)	子どもとの時間を十分にとれないこと(27.6%)	友だちづきあい(いじめ等を含む)に関する(26.7%)

◇子育て環境の満足度

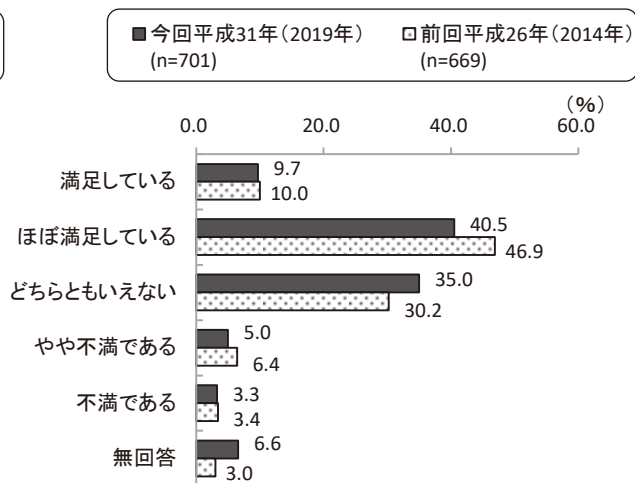
子育て環境の満足度について、就学前・小学生どちらの保護者も「満足している」と「ほぼ満足している」で5割程度となっています。しかし、前回調査に比べて今回調査では、三次市の子育て環境に満足している小学生の保護者がやや減少しています。

【子育て環境の満足度（就学前・小学生）】

<就学前>



<小学生>

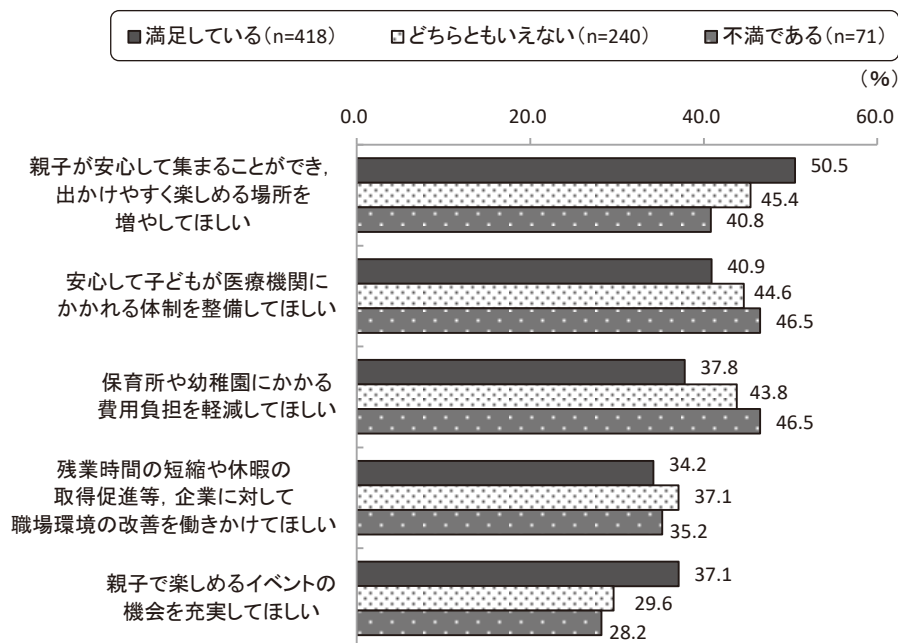


◇子育て支援策

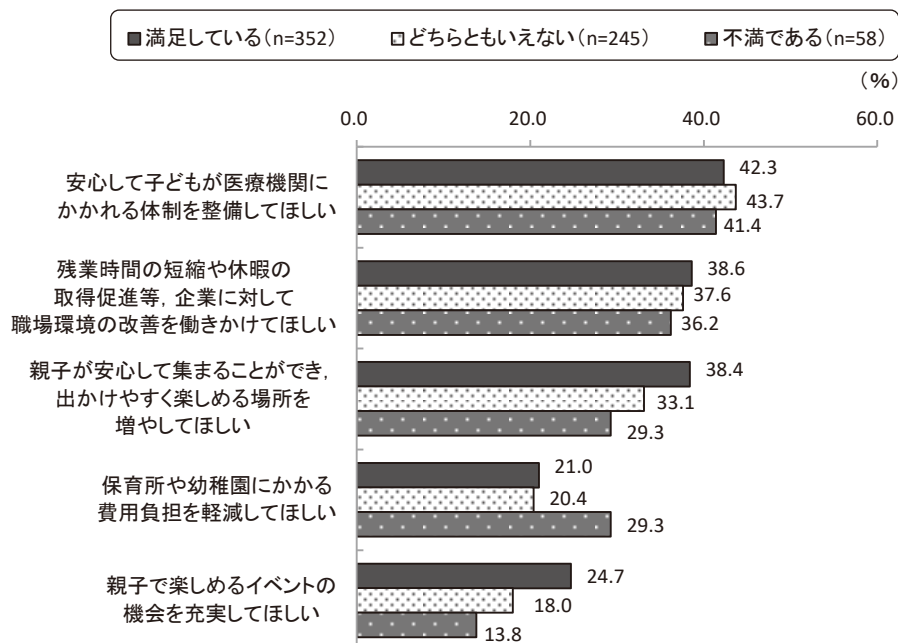
充実してほしい三次市の子育て施策について、子育て環境に満足していない就学前児童の保護者では、医療機関の体制整備や保育所や幼稚園の費用負担軽減を望んでいます。また、小学生の保護者では、満足度に関わらず医療機関の体制整備が望まれています。

【充実してほしい三次市の子育て施策（就学前・小学生_上位5位）】

<就学前>



<小学生>



7. 三次市子ども・子育て支援施策の第1期計画の評価及び課題

(1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域については、第1期計画では需給調整が完結できる区域として市全域を教育・保育提供区域とすることが適当と判断し、「教育・保育提供区域」及び「地域子ども・子育て支援事業」ともに「市全域」を提供区域としました。これまでの取組経緯からみてこの設定に問題は生じていないため、第2期計画においても、引き続き「市全域」を提供区域として位置づけても問題ないと考えます。また、「放課後児童クラブ」については学校区での事業サービスの提供が基本であるため、引き続き「小学校区」を提供区域と位置づけても問題ないと考えます。

(2) 教育・保育提供体制の確保

本市においては、依然解消されない待機児童対策として定員枠の拡大に努めてきました。0歳児保育では、平成27（2015）年度に愛光保育所、平成29（2017）年度に十日市保育所、3歳未満児保育では、平成30（2018）年度に神杉保育所、令和元（2019）年度に田幸保育所で保育サービスの拡充を行ってきました。また、平成29（2017）年度から、土曜日午後保育を全保育所の児童を対象に6保育所を受入保育所として開始し、土曜日に就労などやむを得ない事情で保育が必要な家庭の支援体制を整えています。平成30（2018）年度からは受入保育所を8保育所に拡充しています。加えて、延長保育の継続実施や地域型保育事業として、事業所内保育を平成28（2016）年度に三次あゆみ保育園、平成30（2018）年度にきらきら保育所、小規模保育を令和元（2019）年度に専法寺保育園が開始するなど、保育サービスの枠を広げています。

また、一部地域においては入所児童数が著しく減少し、年齢別の集団保育が実施できない状況にあるため、第1期三次市立保育所規模適正化基本方針に基づき保育所の統合を行いました。これにより、集団での育ちの保障に加え、保育士一人あたりの児童数の平準化が図られました。併せて、発達に支援の必要な児童への支援や食育の推進など、発達段階に応じたきめ細かな支援が求められており、また、幼保小の連携を行うための体制整備を行っています。

ニーズ調査において保護者が「施設を利用する際に重視したいこと」として、「職員（教諭、保育士等）の対応の良さ」の意見が最も多く、「幼稚園・保育所等の方針や内容」や、「施設環境（設備、園庭等）」も上位を占めています。

不足する保育士など人材の確保や技術・技能を含む質の向上が一層求められており、保育士の確保においては、保育所規模適正化の効果の検証との整合を図りながら進める必要があります。また、施設の運営方針や内容の充実、既存施設における安全対策及び衛生面を含めた設備改善などの環境整備についても対応が必要です。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の充実

①地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

ア 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、保育所や認定こども園などで、利用時間以外に延長して保育を行い、保護者の就労と育児の両立を支援しています。

本市では平成27(2015)年度から、利用者が年々増加しており、保育所8か所(公立6か所、私立2か所)、認定こども園1か所の計9か所で対応しています。今後も、共働き家庭の増加、就労形態の多様化が見込まれるため、継続した受け入れ体制づくりが必要となっています。

イ 一時預かり事業

冠婚葬祭や就労、傷病など、その他私的理由などにより、家庭で一時的に保育を受けることが困難になった児童を、保育所や幼稚園、認定こども園などで一時的に預かり、保護者の生活を支援しています。

本市においては、保育所6か所(公立5か所、私立1か所)、幼稚園3園、認定こども園1か所で実施しており、平成28(2016)年度から徐々に利用が増加しています。

ニーズ調査結果では一時預かりを利用していないが83.2%と低い状況ですが、一時的な保育や緊急を要する預かりが今後も見込まれるため、継続した受け入れ体制づくりが必要となっています。

ウ ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

【子育てサポート事業】

子育て中の保護者の負担軽減を図るため、子育てを支援してほしい「おねがい会員」と子育てを支援したい「まかせて会員」による相互支援活動を市が仲介し、地域ぐるみでの子育てネットワークを支援しています。「まかせて会員」を増やし確実な支援を行うための講習会や、会員間の信頼関係を深め、相互支援活動の質の向上を図るための交流会を合わせて年間4回開催しています。「まかせて会員」の確保は、子育てサポート事業の要であり、引き続き、会員の増員などに努める必要があります。

ニーズ調査結果では子育てサポート事業の利用経験及び今後の利用意向がいずれも低い状況です。利用目的としては、就学前では「祖父母や近所の人・友人などに預かってもらえない時に利用している」、小学生では「保護者が仕事でいない時に利用している」がもっとも多い傾向にあります。

急な預かりが必要な時に利用しており、「まかせて会員」との時間的なマッチングが重要であることから、今後は、事業の周知や情報提供に努めるとともに、「まかせて会員」の人材の確保とともに相互援助活動がスムーズに行えるような体制づくりが必要となっています。

エ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

三次市では実施しておりませんが、ニーズ調査では9.4%の人が日常的にも緊急時にも祖父母などに預かってもらえる状況にないと回答しています。子育てサポート事業などの他の制度により必要時に安心して子どもを預けることができる体制づくりが必要です。

オ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育室「すくすく」を市立三次中央病院内に、病後児保育室「おひさま」を酒屋保育所内にそれぞれ開設し、病気の回復期に至らない時期からの児童の看護及び保育を行い、保護者の子育てと仕事の両立に向けて支援しています。

ニーズ調査において「子どもが病気やケガで通常のサービスが利用できなかった日に、病児・病後児保育などを「できれば利用したかった」の割合は下がっています。

しかしながら、病児・病後児保育事業は就労している保護者にとっては重要な事業であり、今後も継続する必要があります。

カ 地域子育て支援拠点事業【地域子育て支援センター運営事業】

公営3か所、民営4か所の地域子育て支援センターを拠点として、子育て相談、遊びの場の提供、子育て講座などを行っています。また、北部地域の交流の場として、布野町で週1回「北部あそびの広場」を開設し、子育てミニイベントや子育てに関する相談などを行っています。平成30（2018）年10月に開催した「ネウボラみよしフェスタ」では、各地域子育て支援センターの特色を活かした遊びの提供やPR活動を行うなど、地域子育て支援センター事業の周知を図りました。

ニーズ調査では就学前の19.5%が地域子育て支援センターの利用経験があり、今後の利用意向も23.3%あるものの、前回に比べると減少しています。

今後も引き続き、地域の子育て支援の拠点としての情報提供と周知に努める必要があります。特に、子育て相談については、子育て中の親や地域の子育て力の向上や保護者の子育てに関する不安の解消などの重要な役割であるため、サービスや施設を利用しやすい環境づくりが必要です。

※ネウボラとはフィンランド語で「相談・アドバイスの場所」を意味します。妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する仕組みです。

キ 利用者支援事業（基本型・母子保健型）

市窓口子育てに関する専門職を配置し、子ども及びその保護者などが教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、関係機関との連絡調整と必要に応じた相談・助言などにより、不安解消に努めました。また、妊娠期から子育て期にわたるまで、助産師等専門職が妊産婦の状況を継続的に把握し、関係機関との連携や支援プランの作成を行うなど、きめ細かい支援を行いました。関係機関との連絡調整及び連携体制づくりにより、子どもとその保護者などに寄り添いながら相談対応が円滑にできるように、今後も対応が求められています。

ク 乳児家庭全戸訪問事業

生後2か月頃の乳児のいる家庭を訪問し、母子の健康状態を把握するとともに、身体計測や予防接種の紹介をしています。

妊娠期から産後2か月において不安や負担（体調不良や育児疲れなど）を感じる人の割合が4割みられることから、早期支援につながるように、乳児家庭の全戸訪問の取組は重要です。

ケ 養育支援訪問事業・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、家庭児童相談員と保健師、関係機関が連携して家庭訪問を実施し、子育ての悩みや不安に対して適切に対応し、安定した養育が可能となるための支援を行っています。また、年間6回の養育支援連絡会議を開催し、関係機関で情報共有と、対応方針の協議を重ね、個々に応じた対応を行っています。

ニーズ調査では、子育ての不安・負担感について、特に就学前の保護者で「不安や負担を感じる」が大きく増加しており、早い段階で保護者の不安に対応することが重要になっています。

要保護児童対策地域協議会における要保護児童ケースの延べ検討ケース件数は、300件から400件程度となっています。今後も、三次市妊娠・出産・子育て相談支援センター「ネウボラみよし」の取組と連携し、子育ての不安や負担感に対する早い段階での対応で、保護者の負担感の解消、児童虐待の発生予防につなげることが重要です。

コ 妊婦健康診査（産婦健康診査）

母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査補助券などを交付し、経済負担の軽減と母子の健康管理の充実を図りました。妊婦一般健康診査検査券（1回）、子宮頸がん検査受診券（1回）、クラミジア検査券（1回）、妊婦健康診査補助券（14回）、産婦検診受診券（産後2週間、1か月）を交付しました。

妊婦の心身の健康管理とともに産後の母体の回復や授乳状況の把握、産後うつなどの早期発見・早期支援を行いました。妊娠期から産後2か月において不安や負担（体調不良や育児疲れなど）を感じる人の割合が約4割みられることから、妊婦健診や産婦健診などの受診勧奨により、安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくりに取り組みました。仕組みづくりとして医療機関との連携強化が重要です。

サ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労などにより昼間留守にする家庭の小学1年生から6年生までの児童を対象として、放課後や土曜日、春、夏、冬休みなどの学校休業日に、家庭に代わる生活の場として、遊びを中心とした活動を行う放課後児童クラブの運営を行い、子どもたちの心身ともに健全な育成を図りました。また、放課後子ども教室の事業では、小学校の空き教室を利用し、地域の大人が指導員などで参加して、多様な体験学習機会を実施することで、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進しました。

平成30（2018）年には量の見込み及び確保方策を見直し、低学年、高学年ともに上方修正しており、今後もハード、ソフト両面の整備の継続した取組が求められています。

ニーズ調査においても、平日及び長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望は、前回調査時の5年前より大きく増加しています。

今後も需要の拡大が予測されることから、支援を行う人材の確保のほか利用施設の改善などハード、ソフト両面からの整備が課題となっています。

シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

私立幼稚園に入所している低所得者世帯の児童の保護者に対し、副食費の実費負担分を令和元（2019）年10月から補助し、経済的負担の軽減を図っています。

ス 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

実績なし

（4）専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

①児童虐待防止対策

要保護児童ケースの延べ検討件数は、年度によって増減はあるものの、300件から400件程度になっています。虐待防止については、三次市要保護児童対策地域協議会（三次市すくすくネットワーク協議会）において、要保護児童の早期発見、早期の適切な対応を図るため、関係機関などの情報交換及び連携と適切な支援を実施しています。

児童虐待に対する切れ目のない支援、防止対策について更なる虐待防止ネットワークの強化を図る必要があります。

②三次市妊娠・出産・子育て相談支援センター（ネウボラみよし）

平成30（2018）年度に妊娠、出産、子育てに関する子育て支援の身近な相談窓口として「三次市妊娠・出産・子育て相談支援センター（ネウボラみよし）」を開設しました。

三次市健康づくり推進計画の母子保健分野として、新たに「三次市母子保健計画」を策定し、妊娠前から妊娠・出産・子育て期まで切れ目のない支援体制の構築及び誰もが安心して産み育てることのできる総合的な子育て支援に取り組んでいます。また、不妊検査・不妊治療費助成事業を行い不妊治療の負担軽減にも取り組んでいます。妊娠から子育てまで切れ目のない相談支援として、母子保健コーディネーター（保健師・助産師）を配置するとともに、産婦人科医、小児科医、精神科医などによる母子保健推進連絡会議を開催し、医療機関との連携強化と相談体制の充実を図っています。

ニーズ調査によると「三次市妊娠・出産・子育て相談支援センター（ネウボラみよし）」を、保護者の多くが認知しています。特に、就学前は妊娠期から低年齢児まで様々な支援を行っており半数の保護者が認知しています。

第2期計画においても、これらの総合的な子育て支援事業の充実は不可欠であり、関係機関が連携して、ライフステージごとに適切な支援を行うことができるよう、体制づくりが必要です。

③ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭などの「学び」・「仕事」・「住まい」・「生活」を総合的に支援しました。母子・父子自立支援員による相談・就労支援・情報提供などの支援、ひとり親家庭等入学支度金支給事業、ひとり親家庭等住居確保支援事業を行うとともに、ひとり親家庭等高等職業訓練促進費給付事業、ひとり親家庭等スポーツ観戦・文化鑑賞事業を行い、ひとり親家庭などの自立を支援しています。

支援制度の活用に合わせて、家計管理を学ぶ機会の提供など、引き続き関連事業の充実に努める必要があります。

④こども発達支援センター

健診などで発達面に心配のある乳幼児を早期に発見し、専門職員による発達相談や適切な指導が受けられる支援施設として、こども発達支援センター「すまいる」を開設しています。ニーズ調査では、「すまいる」を知っている就学前の保護者は49.8%、そのうち利用している保護者は16.2%となっており、認知度は比較的高く、支援に対する理解が深まっています。

また、保育の中で発達支援の充実をめざし、専門講師による保育所巡回指導を行っています。さらに、保育士・保健師などの専門職を対象にした研修会を開催し、発達面に心配のある対応などについて理解を深めスキルアップを図っています。

当該センターの役割は大きいことから、一層の周知のための情報提供を進める必要があります。

(5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

「子育て支援」の推進にあたっては、「男女共同参画」や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が不可欠です。

国においては、それぞれの事業に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、平成30（2018）年7月「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得の義務化、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保など、ワーク・ライフ・バランスや多様で柔軟な働き方の実現などをめざしています。

本市では、平成30（2018）年4月、女性活躍推進プラットフォーム「アシスタ lab.」を開設し、女性の起業や就業を支援する各種事業を展開しています。ニーズ調査においても、「フルタイム」で起業や就業する母親は、就学前の母親で増加しており、育児休業取得率も上昇しています。

共働き世帯が増加する一方で、家事時間や育児休業制度の取得状況については、男女間での差が依然として大きく、家庭や職場での男性・女性の役割や働き方、ワーク・ライフ・バランスについて、市民一人ひとりが考え、実践することが必要です。

男女がともに協力し合い、子育てなどに取り組むことができる環境を整備するため、各種制度を活用できる職場づくり、職場の雰囲気づくりなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた事業所への働きかけ、市民への啓発を継続し、その取組を支援していくことが必要です。

第Ⅱ部 三次市子ども・子育て支援の基本的な考え方

1. 基本理念

国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」における「子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」の基本理念などを踏まえながら、本計画の基本的なビジョンを明確にしていきます。

【国の基本指針より】

子どもの育ちに関する理念として、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

また、小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

以上のように、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められ、育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、以上に述べたような、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図るとともに、施設整備等の良質な環境の確保が必要です。

本計画がめざす基本理念は第1期計画と同様の将来像をめざすものとします。

【計画の基本理念】

子育てに夢がもてるまち みよし

～女性が働きながら子育てできる環境 日本一をめざして～

【基本理念の考え方】

- 子どもは次代を担う大切な存在である。
- 子どもの権利が尊重される社会のもとで、現在と未来をつなぐ架け橋として子どもたち一人ひとりが健やかに育つことが大切である。
- 子育ての出発点は家庭であり、子どもの資質や能力を育てることは保護者の重要な役割であり、また、家庭は子育てを実践する場として子どもの成長する喜びや生きがいを分かち合える大切な場でもある。
- 親子が共に家庭を中心として成長していくことができるよう社会全体が子育てについて互いに協力して子育て支援に取り組むとともに、子育てに夢が持てるまちづくりを推進していく。
- 活力あるまちづくりには女性の力が必要不可欠であり、仕事と子育ての両立のほか、女性の多様な選択、チャレンジを支援し、女性が元気なまちづくりに取り組む。

基本理念のもと、子ども・子育て支援の推進のために、以下の基本的な視点に立ち、計画の実現を図ります。

視点1 未来を担う子どもの育ちを支える

次代を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が、最大限に尊重されるよう配慮し、一人ひとりの育ちを大切にされた支援を進める。

- 子どもが尊重され、「確かな生きる力」を身につけ、成長し自立できる取組を進める。
- 子どもたちが、心身ともに健全に育つことが重要であり、そのための大切な大人の責務がある。

視点2 次世代を築く子育て家庭を支える

子育ての第一義的な責任は保護者にあることを前提としつつ、親が安心して子どもを産み育てることができ、子育てや仕事に生きがいを感じ、楽しみながら子育てができるような環境づくりを進める。

- 仕事と子育てが両立できる環境づくり。
- 家族形態が多様化する中での、親の孤立化や家庭教育力の低下防止。
- 子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に地域の関わりが重要である。
- 子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを産み育てられる環境づくり。
- 男女ともに子育てと社会参画が両立できるまちづくり。
- 男女ともに働きやすい職場環境づくり。

視点3 地域全体で子育てを支援する

家族、地域、行政、企業などが、子育て家庭の「支え」となり、社会全体が子育てを温かく応援し、支え合っていく地域づくりを進める。

- 子ども達や保護者が安全で安心して生活できる生活空間づくり。
- 子どもを事故や犯罪などから守るための、地域が一体となった連絡体制の整備など、地域社会が地域の子どもの成長に積極的に関われる環境づくり。
- 仕事と家庭との両立。女性の社会進出活躍を支える環境づくり。
- 子育ての悩みを一人で抱えず、気安く相談できる環境づくり。

2. 家庭・地域・事業者・行政の役割

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的な生活習慣の場であることや、人格形成などにとって重要な役割と責任があることをしっかりと認識する必要があります。

また、家庭では、男女が協力して子育てを進めることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにしなければなりません。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通し明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭での養育に努めることが必要です。

(2) 地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との係わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため、地域は、家庭環境や心身の障害の有無などにかかわらず、全ての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら成長しようとする力」を伸ばすため、地域で活動しているさまざまな団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

(3) 事業者の役割

事業主の理解と協力のもと、職場における、仕事と子育てや家庭生活が両立できる環境づくりの整備が必要です。また、女性の社会進出の増加に伴い、働き方も多様化する中で、職場での、仕事と生活時間のバランスがとれる就労形態の見直しや改善、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の解消など、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、職場内でもこのような認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割

行政は、子育て支援のための育児・保育をはじめ、保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、こども家庭センターなどの関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業などの計画的な推進を図っていきます。

3. 基本目標

基本理念を実現するため、次の3つを基本目標として、総合的に施策を推進します。

基本目標1 子どもが健やかに育つ支援体制づくり

次代をつくる子どもたちが健やかに成長し、一人ひとりの個性や権利が尊重されるとともに、子育て家庭が妊娠期から出産、子育て期をとおして切れ目のない支援を受けることができる体制づくりを進めます。

基本目標2 子育てを楽しく感じる環境づくり

家庭での子育て力を高め、男女がお互いに協力して子育てに関わりながら、身近な地域で楽しく子どもと過ごせるとともに、子育てに対する不安・負担感をやわらげる環境づくりを進めます。

基本目標3 地域みんなで子育てを支えるまちづくり

保護者の多様なニーズ、ライフスタイルに応じた様々な保育サービスを提供し、地域における子育てを支援します。

また、家庭・地域・事業者・行政がつながりをもち、子どもや子育てに対する関心や理解を深めて、それぞれの役割を果たすとともに、子育ての見守りや手助けに積極的に参加できるまちづくりを進めます。

4. 主要施策の方向

基本目標1 子どもが健やかに育つ支援体制づくり

(1) 乳幼児期の教育・保育の充実

乳幼児期の愛着形成や人格形成の重要性を踏まえて、質の高い教育・保育の環境を提供するとともに、一人ひとりの子どもの個性が尊重されるように認定こども園、幼稚園、保育所、小学校の各機関が連携して、就学前教育・保育から小学校生活への円滑な移行を進めます。

①教育・保育施設の充実

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化などにかかわらず柔軟に子どもを受入れる施設です。現在、三次市内には1施設の認定こども園があり、今後も円滑に移行ができるように情報提供や相談対応を行うなどその普及に取り組み、教育・保育施設の一体的提供を推進します。

②教育・保育の質の向上

3歳未満の乳幼児期は、愛着関係を築き、安心できる環境のなかで変化と多様性に富んだ環境を提供することで意欲的な探索活動を促進することが大事です。また、子どもの自我の育ちを見守り、保育士が仲立ちとなって、お互いの気持ち伝わり合うようにかかわっていくことが大切です。

3歳以上の幼児期は、知的・感情的な面や、人間関係の面でも日々急速に成長する時期です。乳児期からの連続した発達の中で、健康で安全に生活でき、豊かな感性と創造性を育み、社会性やコミュニケーション能力を高める保育を進めていきます。

さらに、乳幼児期の遊びや生活をとおした育ちと学びを基礎としながら、小学校においても子どもたちが主体的に自己を発揮し成長していくために、幼保小間の連携を強化するための取組を進めます。また、幼児期に育まれた力が、小学校の学習に円滑に接続されるようカリキュラムを作成し、実施するために職員の研修を充実させるとともに、職員の専門性の向上及び教育・保育の質の向上を図ります。

幼保小連携の機会や内容を充実させ、一人ひとりの子どもの様子や特性、幼稚園、保育所、小学校それぞれの状況について、情報共有ができるように取組を進めます。

(2) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

身近な相談場所として地域の拠点となる地域子育て支援センターの強化を図ります。

不妊検査や治療は、夫婦ともに行う必要があり、早期検査・早期治療の必要性について周知・啓発に取り組みます。妊娠期からの支援として、安心して出産できるよう妊娠8か月頃の全妊婦への訪問支援などを行います。また、市内産婦人科医、小児科医、精神科医などとの母子保健推進連絡会議を継続して開催し、母子保健事業を実施するうえでの連携強化を図るとともに、母子保健コーディネーター（保健師・助産師）が、必要な人に個別支援計画を作成し、関係機関と連携し相談支援体制の強化を図ります。

出産に関して、妊婦及びその家族に、喫煙が胎児に与える影響について啓発を行います。二一ズにに応じた電子母子手帳の活用を啓発するとともに、パパママ教室の開催や父子健康手帳の交付をとおり、夫婦での協力した子育てができるよう支援します。

産前・産後サポート事業として、産前・産後の不安軽減のための相談や産前産後ヘルパー派遣事業による家事支援を行います。また、「産後ケア事業（訪問型・デイサービス型など）」を実施し、産後の母親の身体的ケアや授乳状況の把握、産後うつ等の早期発見などを行い、早期に支援をつなげるため、産婦健診を2回（産後2週間、1か月）実施します。家族に対しては、産後うつ予防について配慮できるよう、母子の健康手帳交付時にリーフレットなどを用いて、予防や相談窓口の情報を伝えます。

子どもの健やかな成長を支援するため、乳幼児健診未受診者に対して家庭訪問や受診勧奨を行い、受診率向上に努めます。健診後の発達面での支援について、1歳6か月児健診事後教室の内容を充実させ、関係機関との連携強化を図り、継続した支援を行います。また、保護者同士が交流できる場所として情報提供を行い、孤立しないよう支援します。個別案内や乳幼児健診、医療機関などと連携し、予防接種に関する啓発を行います。

成長段階に応じた適切な食の提供や食への関心を高める取組等、子どもの心身の健康づくりにつなげていきます。特に乳幼児期からの適切な食習慣づくりを進めます。

(3) 子育てにかかる負担の軽減対策

子育てにおける経済的な負担が増大しており、出産や教育にかかる費用を理由に子どもを産むことを諦めたり、子どもの将来的な選択肢を狭めたりすることがないように、引き続き、子育て家庭の経済的支援として実施している各種手当などの周知に努めます。

また、令和元（2019）年10月から、幼児教育・保育の無償化が実施され、保育所や私学助成幼稚園に入所・入園している児童や、保育の必要性の認定を受けて認可外保育施設に入所している児童の利用料が無償化されました。施設等の利用給付の実施にあたっては、保護者の利便性などを勘案した円滑な給付方法を検討していきます。また、副食費補助の新たな開始と、以前からある多子世帯の保育料の補助を継続するなどを行います。

(4) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格形成に重大な影響を与えるため、発生予防や、早期発見、発生時の迅速で的確な早期対応が必要です。

全ての児童の健やかな成長のため、国の「児童虐待防止対策の抜本的強化」などを踏まえ、引き続き児童虐待防止対策について、総合的な取組を強化します。また、子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育てなどの普及啓発が必要です。

妊娠期からの切れ目ない相談支援を行う三次市妊娠・出産・子育て相談支援センター「ネウボラみよし」の取組と連携し、要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実及び各種関係機関との連携を強化します。

また、迅速で効果的な問題解決には、組織的な対応及び適切な状況判断が必要であり、職員の専門性・資質向上の機会を充実するとともに、地域住民の虐待防止や早期発見に関する理解を深めて、地域全体で児童虐待の防止に取り組みます。

①関係機関の連携強化と職員体制の充実

本市における虐待の発生予防、早期発見、早期対応などのために、地域の関係機関との連携及び情報収集とその共有により、支援を行う要保護児童対策地域協議会の取組の強化に努めます。

そのため、要保護児童対策地域協議会は、幅広い関係機関で組織し、更なるネットワークの強化を図ります。また、通告義務などの児童虐待防止に関する啓発に努め、必要に応じて、子ども家庭センターへ適切な支援を求めるなど、県との連携強化を図ります。

要保護児童対策地域協議会の効果的な運営や虐待相談に対する組織的な対応などのため、職員の資質の向上を図ります。また、児童などに対する相談支援を総合的に行う「子ども家庭総合支援拠点」の整備に向けて検討します。

②虐待の防止と早期対応

虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導などの母子保健活動や地域の医療機関などとの連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施などを通じて、妊娠、出産及び子育て期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業などの適切な支援につなげていきます。

妊婦訪問など、妊娠期から子育て期まで継続した相談支援により、孤立しない子育て環境を整備します。また、定例（実務者）会議・養育支援連絡会議などをおした、妊娠期から関係機関と継続した支援を行います。保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら不安を解消し、安心して子育てができるよう支援するための講座を実施します。

(5) 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

本市では、成長段階に応じた乳幼児健診や相談を実施し、子どもの病気や発達面において気になるところの早期発見・支援を行うため、関係機関との連携強化に努め、支援体制づくりに向けての取組を進めます。早期に必要な支援を行い、その後の自立や社会参加を促す取組を行います。

障害児や発達に心配がある児童について、成長段階に応じた各種健診や相談窓口を充実し早期発見と早期対応に努めます。また、一人ひとりの障害の状況や特性に応じた個別的な支援を行うことができるよう、療育・発達の支援体制を整備します。

障害福祉サービスや相談、療育など、ライフステージに応じた専門的な支援を十分に受けることができるように、保育・教育施設、事業所における障害児の受け入れ体制の整備と、将来的な自立をめざした支援を充実します。

また、地域で暮らし続けるためには、保健、医療、福祉、教育の様々な分野での総合的な支援体制づくりが必要であるため、職員の専門性の向上や各機関の情報共有を進めます。同時に、地域住民の障害に対する理解や関心を高めて、児童と保護者を支える地域づくりを進めます。

①早期発見・早期対応

乳幼児健診や個別相談、1歳6か月児健診事後教室を実施し、発達面の課題の早期発見を行い、こども発達支援センター、療育機関、教育委員会などと連携して適切な支援につなげるように努めます。合わせて保護者の気持ちに寄り添い、日頃からの訪問などでの相談支援や、ペアレントトレーニングなどにより子どもの向き合い方などの具体的な方法について支援を行います。

②子どもの支援体制の充実

障害のある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、年齢や障害などに応じた専門的な医療や療育が提供できる環境づくりに努めます。医療的ケアが必要な子どもに対する関連分野の支援など身近な地域で適切な療育支援が行われるよう、コーディネーターの配置・児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障害の特性に応じた専門的な支援が受けられるための障害児支援体制の充実を努めます。

また、保育士、幼稚園教諭などの資質や専門性の向上を図るための研修体制の一層の強化や子どもの発達支援体制の充実を専門家などの協力を得ながら進めます。

こども発達支援センターは、発達面で心配のある乳幼児とその保護者を対象に、相談や親子教室での適切な指導を行う支援施設です。乳幼児期における支援の入り口の場合としての役割を担い、保護者ととともにできるだけ早期からの支援や指導を受けることにより、親子の愛着形成と児童の心身の発達を促し、保護者がわが子の特性に関する理解を深め、子育ての不安感・負担感を軽減し、安心して子育てができるよう関係機関と連携し、継続した早期支援を行います。

保育所は地域の子育て支援拠点として、保育士などが身近な支援者として親子に寄り添い、保護者が安心して子育てができる環境づくりに努めます。学校は、障害のある子どもだけではな

く、様々な支援が必要な子どもを含め、全ての子どもたちが、安心して生き生きと学校生活を送れるように努めます。

また、障害のある子どもが地域の子どもたちとのふれあいの中で成長できるよう、保育所などにおける障害児保育の充実と放課後児童クラブ、放課後子ども教室などでのきめ細やかな対応に努めます。

市民一人ひとりが障害に対する理解を深め、支援していくことが必要です。特に、発達障害については、社会的な理解が十分になされていないこともあり、適切な情報の周知を図るほか、家族が安心して子育てができるよう啓発に努めます。

児童の発達に関する相談や助言、発達段階に応じた日常生活指導、利用者に必要な個別指導を行うとともに、保育所などにおける発達支援に関する相談などを行い、児童と保護者が将来を幸せに生き、充実した生活を送れるための豊かな力を育む取組を進めます。

③連携強化による一貫した支援

保健、医療、福祉、教育などの各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備などの一貫した総合的な取組を推進します。

公的なサービスの充実を図り、安心して活用できるように一人ひとりに合った支援を提案するコーディネーターや日常的な相談を受け身近に寄り添う高い専門性を有する支援者の育成と体制づくりに努めます。

リーフレット「三次市の特別支援教育」などを活用し、就学支援の仕組みについて保護者の理解を図るとともに、保育所・保護者・小学校の連携を推進し、専門家の意見を参考にしながら就学支援を進めます。

認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校などの連携を進め、切れ目のない支援体制づくりに努めます。

保護者を含めた関係者が教育上必要な支援などについて共通理解を深めることにより、保護者の障害受容及びその後の円滑な支援につなげていきます。

(6) 放課後などの子どもの居場所づくり

子どもが安全・安心に活動できる場所として、様々な体験活動や交流の機会を提供する「放課後子ども教室」や保護者が就労中の児童の生活の場を提供する「放課後児童クラブ」を地域と連携しながら実施します。

放課後の居場所づくりとして、放課後児童クラブと放課後子ども教室それぞれのサービス内容に基づき、連携しながら事業展開をしています。総合的な放課後対策について検討する中で、利用者にとって分かりやすく利用しやすくなるよう、両事業の一体的推進に取り組み「量の確保」と「質の向上」をめざします。

また、放課後児童クラブや放課後子ども教室以外に、子どもの居場所づくりの方策を模索します。

(7) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭になり、変化した生活を早期に安定させ、自立した生活になることが、子どもの成長にとって重要です。母子・父子自立支援員による相談・就労支援のほか、児童扶養手当や医療費支給などの経済的支援、さらには自立支援給付による就業支援や資金貸付などの支援を継続するとともに、今後も「学び」「仕事」「住まい」「生活」のきめ細かい総合的な自立支援を推進します。

基本目標2 子育てを楽しく感じる環境づくり

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

男女が共に協力し合い、子育てなどに取り組み、安心して働き続けることができるよう、「男女共同参画」や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の社会的気運の醸成に努めます。

各種制度の周知・制度を活用できる職場づくりなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて事業所への働きかけや、市民への男女共同参画の啓発・普及活動を継続します。

また、女性活躍推進プラットフォーム「アシスタ lab.」を核に、女性が妊娠・出産しても働き続けられる環境整備、女性の起業や就業を支援する各種事業を展開します。

①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に積極的に取り組む企業の表彰制度や企業の取組を紹介するホームページへの掲載など仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進に努めます。

子育てと両立できる働き方の実現のため、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取組を継続していきます。

②ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

父親が子育てに参加できるよう、父親の育児休業の取得促進、各種講座などの取組を行うなど、職場や地域社会全体への意識啓発などを推進します。

ホームページや広報などを通じて、子育てに関する理解の促進、ワーク・ライフ・バランスに対する意識の啓発などを推進します。

(2) 相談支援体制の充実

平成 30（2018）年4月に開設した「ネウボラみよし（三次市妊娠・出産・子育て相談支援センター）」を中心に、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

市役所をネウボラの拠点とし、地域子育て支援センター3か所をサテライトとして保健師・栄養士の巡回相談などを行うなど、親子の身近な相談支援の行える場所をめざします。妊娠期は妊娠8か月頃に妊婦訪問を行い、妊娠期からの支援を大切にして安心して出産、子育てができるように早期支援に努めます。

乳幼児健診や個別相談、1歳6か月児健診事後教室などにおいて、親の気持ちに寄り添い、子どもとの向き合い方などの具体的な方法について支援します。また、広島県が養成したペアレントメンターによる、同じ悩みをもつ親の交流やつながりづくりを支援します。

保育所入所児などの相談については、巡回相談や心理相談により保育所との連携を図るとともに、就学に向けた支援として、教育委員会や保育所など関係部署、機関と連携し、就学までの相談支援体制を検討します。

(3) 子育てしやすい環境づくり

保育所での開放事業や母子保健推進員の地区活動などをおして、気軽に集える場所の提供や子育て世代と高齢者など世代間の交流の機会をつくります。

また、母子保健推進員、民生委員・児童委員、地域子育て支援センターなど多くの地域の関係機関と協力、連携し、地域での見守りを行います。地域住民に子育てサポート事業の周知を行い、子育て家庭への支援を図ります。

季節や天候に左右されず親子が安心して遊べる場所の確保を進めます。様々な遊びをおして、子どもの成長や親子のふれあいを育み、たくさんの遊びと笑顔があふれる遊び場をめざします。

基本目標3 地域みんなで子育てを支えるまちづくり

(1) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことが無く、ゆとりをもって子育てができるように、身近な場所で子どもを預けたり、子育てに関する相談や情報共有ができる地域子ども・子育て支援事業の充実を図るため、以下に13事業の基本的な方向を示します。

①延長保育事業

平成28(2016)年に新たに実施施設を増やし、9施設で事業を実施しており、利用者は増加し続けています。今後も、幼児教育・保育の無償化に伴い、共働き家庭が増加し、就労形態も多様化することが見込まれるため、希望する人が利用できるように施設整備や人員確保を図ります。

②一時預かり事業

平成28(2016)年から、幼稚園の預かり保育は利用者が増加していますが、保育所の預かり保育は利用者が減少しています。引き続き、3幼稚園と7保育所で事業を実施し、一時的な保育や緊急を要する預かりに対応します。

③ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)【子育てサポート事業】

ファミリー・サポート・センター事業の利用者は、提供会員(まかせて会員)と両方会員が年々増加し、依頼会員(おねがい会員)は年々減少しています。利用を希望する人がいる一方で、その利用方法や、事業内容を詳しく知らない人もいるため、会員確保に向けて事業の周知を図るとともに、提供会員のための研修を実施し、だれもが安心して利用できる事業をめざします。

④子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者支援の有効なサービスとして考えられますが、市内に当該事業の実施施設がなく確保が困難であるため、子育てサポート事業の活用などにより対応を図ります。

⑤病児・病後児保育事業

特に共働き家庭にとって、病児・病後児保育事業は突発的に生じる子どもの発熱などの急な病気や病気からの回復期に対応するために重要な事業です。子どもの病気時にスムーズな受け入れができるように体制の充実を図ります。

⑥地域子育て支援拠点事業【地域子育て支援センター】

利用者数は年々減少傾向にありますが、子育ての不安を抱えている保護者は多く、相談できる場所が求められています。今後も、気軽に子どもと保護者が訪れることができ、子育て相談、子育て関連の情報や保護者間の交流が促進される場を提供します。

⑦利用者支援事業（基本型・母子保健型）

市窓口を担当を配置し、地域の保育資源などの情報収集をはじめ、保育などの利用の相談に応じ、個々のニーズや状況に整合した施設などの情報提供を行います。併せて、個々の保育ニーズに応じたサービスが円滑に受けられるよう、関係部署や関係事業と連携した利用者支援を図ります。また、助産師などが妊産婦の状況を継続的に把握して支援プランを作成するなど支援を行います。

⑧乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭にとって重要な事業であることから、今後とも子育てに関する情報提供や養育環境などの把握に継続的に取り組んでいきます。

⑨養育支援訪問事業・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

療育支援訪問事業は、養育支援の必要な保護者への重要な事業であり、今後も、子育ての悩みや不安に対して適切な指導・助言などを行うなど、保護者の安定した養育が可能となるための支援に継続して取り組むとともに、「要保護児童対策地域協議会」の機能強化を図るための取組により児童問題の早期発見、早期の適切な対応、再発防止などの支援や、「その他要支援児童、要保護児童などの支援に資する事業」の充実も併せて行います。

⑩妊婦健康診査

妊婦健康診査は、母子保健の観点から最も重要な事業のひとつであり、今後も継続して取り組んでいきます。併せて、本事業をはじめとした母子保健施策については、妊娠・出産期からの切れ目のない支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦などへの保健指導など幅広い取組を推進していきます。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業の実施にあたっては、平成30（2018）年9月14日に策定された国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上や、特別な配慮を必要とする児童への支援体制などの充実を図るとともに、放課後子ども教室や地域との連携など、効率的な運営体制の在り方も含め、今後各学校や地域の実情、ニーズに応じた放課後の居場所づくりを推進します。

また、近年の女性就業率上昇等による受入れ児童数の増加や施設の老朽化に対応するため、学校の余裕教室などの推移を踏まえ、安定した受入れに向けて、環境整備に努めます。

放課後児童クラブの役割について、ホームページなどにより周知を推進することで、地域や子どもに関わる関係機関などと継続的に情報共有ができる体制づくりをめざします。

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

本事業は、各施設が特色を持った教育・保育事業を提供しやすいよう、実費徴収部分に係る低所得者の負担軽減策などを目的とした事業で、国の指針などに基づき、今後、子育てに対する経済的支援などに取り組んでいきます。

⑭多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

支援を受けるための新規施設などに対する実地支援、相談・助言などを行うための事業で、国の指針などに基づき、今後、ホームページを活用した教育・保育の需給状態に関する情報提供や民間事業者などが新規参入する場合、必要性を判断し、支援を検討していきます。

(2) 安全な環境づくり

児童生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、計画的に、教科、学級活動・ホームルーム活動、学校行事など、教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知識及び災害発生時の対策（各学校の防災計画）などの指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について、指導します。

また、安心安全な日常生活が過ごせるよう、警察による子どもの交通安全訓練や、消防署による避難訓練を行うとともに、事故予防に関する啓発や青色防犯パトロール活動・こども110番の家の継続など、地域の見守り体制の強化に取り組めます。

5. 参考指標

主要施策の成果をはかるために参考となる指標を示します。

指標		実績 (直近)	目標値 令和5年度 (2023年度)	目標値設定の根拠
合計特殊出生率		1.60 (平成30年) (2018年)	現状値より向上	三次市総合計画
待機児童数(保育所)		0人 (平成30年) (2018年)	0人	
この地域で子育てをしたいと思う親の割合		93.1% (平成28年度) (2016年度)	95.0%	三次市健康づくり 推進計画
妊娠・出産について満足している者の割合		85.0% (平成28年度) (2016年度)	90.0%	
乳幼児健康診査の未受診率	3～5か月児	5.7% (平成28年度) (2016年度)	2.0%	
	1歳6か月児	8.1% (平成28年度) (2016年度)	3.0%	
	3歳児	13.6% (平成28年度) (2016年度)	5.0%	
積極的に育児をしている父親の割合		58.2% (平成28年度) (2016年度)	60.0%	

第Ⅲ部 事業計画

第1章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

●国の定義では、「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」などを二一ズ調査結果や幼稚園・保育所などの施設の実態などから総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることとされています。

●具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。

視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか

各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。

視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか

人口推計や二一ズ調査などから適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。

●これらの視点から、本市では「市全域」を教育・保育提供区域とします。

（判断理由）上記の2つの視点のバランスを勘案し需給調整が完結できる区域として市全域を教育・保育提供区域とすることが適当と判断しました。

●従って地域子ども・子育て支援事業についても、基本的には「市全域」を提供区域とします。

●ただし、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、提供区域の基本は通学区域自由化制度等を含めた「小学校区」とします。

【地域子ども・子育て支援事業別区域設定】

事業区分	区域設定	考え方
延長保育事業	市全域	通常利用する教育・保育施設などでの利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とします。
一時預かり事業	市全域	通常利用する教育・保育施設などでの利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とします。
ファミリー・サポート・センター事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とします。
子育て短期支援事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
病児・病後児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
地域子育て支援拠点事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
利用者支援事業	市全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とします。
養育支援訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とします。
妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とします。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学校区 (通学区 域自由化 制度等を含 む)	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とします。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とします。
多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とします。

2. 教育・保育提供体制の確保

(1) 教育・保育の需要量及び確保の方策

ニーズ調査結果をもとに、また、三次市に居住する子どもの認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設などの「現在の利用状況」や「利用希望」を踏まえて、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定しました。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定しました。

①年齢の設定

年齢の設定は、以下のように設定します。

教育・保育施設及び地域型保育事業	算出対象 児童年齢
1号認定（幼稚園及び認定こども園）＜専業主婦（夫）家庭，就労短時間家庭＞	3～5歳
2号認定①（幼稚園）＜共働きであるが，幼稚園の利用を希望している家庭＞	3～5歳
2号認定②（保育所及び認定こども園）＜共働き家庭＞	3～5歳
3号認定（保育所及び認定こども園＋地域型保育事業）＜共働き家庭＞	0～2歳

②需要量と確保の方策

提供区域	年度 (西暦)	項目	1号 認定	2号認定		3号認定		
				教育	保育	1・2歳児	0歳児	
市全域	令和2年度 (2020年度)	量の見込①	152	88	896	566	177	
		確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	238	211	1,330	512	145
			地域型保育事業	0	0	71	96	32
			合計②	238	211	1,401	608	177
		②-①=	86	123	505	42	0	
	令和3年度 (2021年度)	量の見込①	144	83	847	565	176	
		確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	238	211	1,330	512	145
			地域型保育事業	0	0	71	96	32
			合計②	238	211	1,401	608	177
		②-①=	94	128	554	43	1	
	令和4年度 (2022年度)	量の見込①	143	83	842	527	175	
		確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	238	211	1,330	512	145
			地域型保育事業	0	0	71	96	32
			合計②	238	211	1,401	608	177
		②-①=	95	128	559	81	2	
	令和5年度 (2023年度)	量の見込①	139	81	820	521	174	
		確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	238	211	1,330	512	145
			地域型保育事業	0	0	71	96	32
			合計②	238	211	1,401	608	177
		②-①=	99	130	581	87	3	
令和6年度 (2024年度)	量の見込①	138	80	812	517	173		
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	238	211	1,330	512	145	
		地域型保育事業	0	0	71	96	32	
		合計②	238	211	1,401	608	177	
	②-①=	100	131	589	91	4		

特定教育保育施設：幼稚園，保育所，認定こども園

地域型保育事業：小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設，認可外保育施設

【確保の内容】

- 〔1号認定〕 既存の私立幼稚園の定員数を1号認定 / (1号+2号認定〔幼稚園〕) で算出した率で乗じた数と、認定こども園(教育希望)の定員の合計数とします。
- 〔2号認定(教育希望)〕 既存の私立幼稚園の定員数を2号認定〔幼稚園〕 / (1号+2号認定〔幼稚園〕) で算出した率で乗じた数とします。
- 〔2号認定(保育必要)〕 既存の認定こども園，認可・認可外保育所の定員数とします。
- 〔3号認定〕 既存の認定こども園，認可・認可外保育所，事業所内保育所の定員数とします。

3. 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査などをもとに、本市に居住する子どもの地域子ども・子育て支援事業の「現在の利用状況」や「利用希望」を踏まえて設定しました。

設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定しました。

①延長保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもの利用時間以外に保育園や認定こども園などで保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

(単位：人/日)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	363	351	342	336	333
②確保方策	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102
②-①=	739	751	760	766	769

【確保の内容】

現在の提供体制を維持し、実施保育所の定員数とした。

②-1一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主に昼間において、幼稚園で一時的に預かる。

②-2一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

事業概要

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに保護者の要請に応じて希望する者を対象に一時的に預かる。

対象年齢

3歳児～5歳児

(単位：人日/年間)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み合計	23,852	22,543	22,418	21,836	21,628
新1号認定	445	420	418	407	403
新2号認定	23,407	22,123	22,000	21,429	21,225
②確保方策合計	29,500	29,500	29,500	29,500	29,500
②-①=	5,648	6,957	7,082	7,664	7,872

【確保の内容】

既存の私立幼稚園の配置職員数から最大受け入れ定員数を算出し確保数とした。(配置職員数5人×20人×295日)

②-3 一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育以外)

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主に昼間において、保育所やその他の場所で一時的に預かる。

対象年齢

0歳児～5歳児

(単位：人日/年間)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	2,360	2,286	2,220	2,179	2,161
②確保方策	10,915	10,915	10,915	10,915	10,915
②-①=	8,555	8,629	8,695	8,736	8,754

【確保の内容】

現在の提供体制を維持し、見込み量に応じた対応を図る。

(公立私立保育所7所×3人×295日)

(民間1所×15人×295日)

(事業所内保育事業所1所×1人×295日)

③ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）【子育てサポート事業】

事業概要

子どもの預かりなどの援助を受けたい者（おねがい会員）と援助を行いたい者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

対象年齢

0歳児～小学6年生

（単位：人日/年間）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (未就学児)	630	599	580	563	532
量の見込み(就学児)	1,098	1,049	1,020	985	931
①量の見込合計	1,728	1,648	1,600	1,548	1,463
②確保方策	11,820	11,820	11,820	11,820	11,820
②-①=	10,092	10,172	10,220	10,272	10,357

【確保の内容】

現在の提供体制を維持し、見込み量に応じた対応を図る。（まかせて会員 197 人×5日×12月）

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設などで一定期間、養育・保護を行う。

対象年齢

0歳児～18歳児

（単位：人日/年間）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	30	29	28	27	27
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①=	-30	-29	-28	-27	-27

【確保の内容】

市内に当該事業の実施施設がなく確保が困難であるため、子育てサポート事業活用なども視野にいれた対応を図る。

⑤病児・病後児保育事業

事業概要

発熱などの急な病気や病気からの回復期に集団保育が困難な子どもについて一時的に保育を行う。

対象年齢

生後6か月～小学6年生

(単位：人日/年間)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	227	219	213	210	208
②確保方策	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160
②-①=	1,933	1,941	1,947	1,950	1,952

【確保の内容】

病児・病後児保育事業は、現在の提供体制を維持し、利用に応じた確保を図る。

(1 か所×定員 4 人×稼働日 245 日)

(1 か所×定員 4 人×稼働日 295 日)

⑥地域子育て支援拠点事業

事業概要

公共施設や保育所などの地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などを行う。

対象年齢

0 歳児～おおむね 2 歳児

(単位：人回/月)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	2,183	2,165	2,061	2,040	2,026
②確保方策	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
②-①=	1,617	1,635	1,739	1,760	1,774

【確保の内容】

各施設が実態に応じて利用者の受入れに努める。

(1 か所×30 人×20 日)

(3 か所×20 人×20 日)

(2 か所×30 人×25 日)

(1 か所×20 人×25 日)

⑦-1 利用者支援事業（基本型）

事業概要

子ども及びその保護者などが教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う。

【基本型】

（単位：か所）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①=	0	0	0	0	0

【確保の内容】

子育て支援課に子育て支援に関する専門員を配置

⑦-2 利用者支援事業（母子保健型）

事業概要

妊娠期から子育て期にわたるまで、助産師などの専門職が妊産婦の状況を継続的に把握し、関係機関との連携や支援プランを作成するなど支援を行う。

【母子保健型】

（単位：か所）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①=	0	0	0	0	0

【確保の内容】

健康推進課に助産師などを配置

⑧乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う。

対象年齢

0歳児

(単位：人/年間)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	360	353	351	348	346
②確保方策	360	353	351	348	346
②-①=	0	0	0	0	0

【確保の内容】

実施体制：保健師 15名、母子保健指導員 2名

実施関係機関：健康推進課

⑨養育支援訪問事業・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

【養育支援訪問事業】

事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、家庭児童相談員と保健師、関係機関が連携して家庭訪問を実施し子育ての悩みや不安に対して適切な指導・助言などを行うなど、養育能力を向上させるための支援を行う。

対象年齢

0歳～17歳

(単位：人/年間)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	287	279	271	264	259
②確保方策	287	279	271	264	259
②-①=	0	0	0	0	0

【確保の内容】

実施体制：家庭児童相談員2名、保健師15名、母子保健指導員1名

実施関係機関：女性活躍支援課、健康推進課、要保護児童対策地域協議会関係機関

【要保護児童ケース検討事業】

事業概要

児童虐待など多様化する児童問題に対応するため、問題の早期発見、早期対応、再発防止などの支援を行うため要保護児童対策地域協議会における関係機関とのケース検討会議を実施する。

対象年齢

0歳～17歳

(単位：人/年間)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	419	407	396	386	378
②確保方策	419	407	396	386	378
②-①=	0	0	0	0	0

【確保の内容】

実施体制：家庭児童相談員2名、保健師7名、母子保健指導員1名

実施関係機関：女性活躍支援課、健康推進課、教育委員会、要保護児童対策地域協議会関係機関

⑩妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため妊婦健診を行う。

対象

妊婦

(単位：人回/年間)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	4,917	4,821	4,794	4,753	4,725
②確保方策	4,917	4,821	4,794	4,753	4,725
②-①=	0	0	0	0	0

【確保の内容】

実施体制：医療機関及び助産所との委託契約

実施関係機関：契約医療機関・助産所

検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要

保護者の就労や疾病などの理由で、放課後に保育を受けることができない小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や公共施設などを活用し、放課後における生活の場、適切な遊びの場を提供する。

対象年齢

小学1年生～小学6年生

(単位：人/年間)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	747	750	773	782	781
1年生	220	221	228	230	230
2年生	210	211	217	220	219
3年生	159	160	164	166	166
4年生	107	107	111	112	112
5年生	38	38	39	40	40
6年生	13	13	14	14	14
②確保方策	875	880	880	880	880
②-①=	128	130	107	98	99

【確保の内容】

各施設の実情に応じて、児童の受入れに努める。学校の空き教室などの活用も視野に入れた施設の確保に努め、定員の拡大を図る。八次小学校区については、令和2（2020）年度以降に施設の老朽化対策や現在6か所で運営している施設の集約化を含め整備を進める。

◇放課後子ども教室※関連事業

事業概要

地域の参画を得て、「学び」「体験」「交流」「遊び」といった多様な体験学習機会を提供し、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進する。

対象年齢

小学1年生～小学6年生

（単位：人/年間）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	143	137	134	129	122
②確保方策	143	137	134	129	122
②-①=	0	0	0	0	0

【確保の内容】

各地域の実情に応じて、児童の受入れに努める。

◇小規模型放課後児童クラブ※関連事業

事業概要

保護者の就労や疾病などの理由で、放課後に保育を受けることができない小学校に在籍する児童に対して、学校の余裕教室で小規模で運営され放課後に生活の場、適切な遊び場を提供する。

対象年齢

小学1年生～小学6年生

（単位：人/年間）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	10	10	10	9	9
②確保方策	10	10	10	9	9
②-①=	0	0	0	0	0

【確保の内容】

地域の実情に応じて、児童の受入れに努める。

小学校区別の需要量と確保の方策

(単位：人/年間)

種別	小学校区		令和2 年度 (2020年度)	令和3 年度 (2021年度)	令和4 年度 (2022年度)	令和5 年度 (2023年度)	令和6 年度 (2024年度)
放課後児童クラブ	三次小学校区	①量の見込み	85	85	89	89	90
		②確保方策	90	90	90	90	90
		②-①	5	5	1	1	0
	十日市小学区	①量の見込み	242	243	251	255	253
		②確保方策	255	255	255	255	255
		②-①	13	12	4	0	2
	八次小学校区	①量の見込み	221	221	226	230	229
		②確保方策	230	230	230	230	230
		②-①	9	9	4	0	1
	酒河小学校区	①量の見込み	52	52	54	54	54
		②確保方策	80	80	80	80	80
		②-①	28	28	26	26	26
	神杉小学校区	①量の見込み	24	25	26	26	26
		②確保方策	35	35	35	35	35
		②-①	11	10	9	9	9
	和田小学校区	①量の見込み	30	30	31	31	32
		②確保方策	35	35	35	35	35
		②-①	5	5	4	4	3
	吉舎小学校区	①量の見込み	16	16	17	17	17
		②確保方策	35	40	40	40	40
		②-①	19	24	23	23	23
	三良坂小学校区	①量の見込み	24	25	25	26	26
		②確保方策	40	40	40	40	40
		②-①	16	15	15	14	14
	三和小学校区	①量の見込み	31	31	32	32	32
		②確保方策	35	35	35	35	35
		②-①	4	4	3	3	3
	甲奴小学校区	①量の見込み	22	22	22	22	22
		②確保方策	40	40	40	40	40
		②-①	18	18	18	18	18
合計	①量の見込み		747	750	773	782	781
	②確保方策		875	880	880	880	880
	②-①		128	130	107	98	99

種別	小学校区		令和2 年度 (2020年度)	令和3 年度 (2021年度)	令和4 年度 (2022年度)	令和5 年度 (2023年度)	令和6 年度 (2024年度)
放課後子ども教室	河内小学校区	①量の見込み	9	8	8	8	7
		②確保方策	9	8	8	8	7
		②-①	0	0	0	0	0
	栗屋小学校区	①量の見込み	11	11	11	10	10
		②確保方策	11	11	11	10	10
		②-①	0	0	0	0	0
	清河小学校区	①量の見込み	16	15	15	14	14
		②確保方策	16	15	15	14	14
		②-①	0	0	0	0	0
	田幸小学校区	①量の見込み	9	8	8	8	7
		②確保方策	9	8	8	8	7
		②-①	0	0	0	0	0
	川地小学校区	①量の見込み	22	21	20	20	19
		②確保方策	22	21	20	20	19
		②-①	0	0	0	0	0
	川西小学校区	①量の見込み	29	28	28	26	25
		②確保方策	29	28	28	26	25
		②-①	0	0	0	0	0
	君田小学校区	①量の見込み	15	15	14	14	13
		②確保方策	15	15	14	14	13
		②-①	0	0	0	0	0
	布野小学校区	①量の見込み	23	22	21	20	19
		②確保方策	23	22	21	20	19
		②-①	0	0	0	0	0
	作木小学校区	①量の見込み	9	9	9	9	8
		②確保方策	9	9	9	9	8
		②-①	0	0	0	0	0
	合計	①量の見込み	143	137	134	129	122
		②確保方策	143	137	134	129	122
		②-①	0	0	0	0	0

種別	小学校区		令和2 年度 (2020年度)	令和3 年度 (2021年度)	令和4 年度 (2022年度)	令和5 年度 (2023年度)	令和6 年度 (2024年度)
童放小 課課規 後後模 児児児 フフフ	八幡小学校区	①量の見込み	10	10	10	9	9
		②確保方策	10	10	10	9	9
		②-①	0	0	0	0	0

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育または特定子ども・子育て支援を受けた保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の助成を行う。

【確保の内容】

私立幼稚園に入所している低所得者世帯の児童の保護者に対し、副食費の実費負担分を補助する。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進する。

【確保の内容】

多様な主体が本制度に参入する場合、必要性を判断し、支援を検討する。

資料編

資料編

1. 計画の策定経過

開催日時など	会議など	内容
平成30年 12月5日	第2回子ども・子育て会議	○ニーズ調査について
平成31年1月	ニーズ調査の実施	○就学前児童・小学生児童の保護者を対象に各 1,500部を配布。 回収率：就学前児童 49.7%，小学生児童 46.7%
令和元年 8月6日	第1回子ども・子育て会議	○ニーズ調査の結果について ○策定に向けての見直し（案）について ○計画策定スケジュールについて
令和元年 11月25日	第2回子ども・子育て会議	○三次市子ども・子育て支援事業計画（案）について ○計画策定スケジュールについて
令和元年 12月5日	第3回子ども・子育て会議	○三次市子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和元年 12月24日～ 令和2年 1月24日	パブリック・コメントの実施	○三次市子ども・子育て支援事業計画（案）の公表及び案に対する意見募集（意見総数6件）
令和2年 1月29日	第4回子ども・子育て会議	○三次市子ども・子育て支援事業計画（案）について

2. 三次市子ども・子育て会議条例

平成 26 年 9 月 30 日 条例第 18 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、審議会その他の合議制の機関として、三次市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法において使用する用語の例による。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 14 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 市民の代表
- (3) 事業者の代表
- (4) 各種団体の代表者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 子ども・子育て会議の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第3条第2項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第7条 会長は、子ども・子育て会議の会議を招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長の指名する者がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに廃止前の三次市子ども・子育て会議設置要綱（平成25年三次市告示第180号）第3条第2項の規定により委嘱又は任命された子ども・子育て会議の委員は、この条例第3条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。

3. 三次市子ども・子育て会議 委員名簿

◎会長 ○副会長 敬称略

所 属	名 前
元 広島文教大学教授	◎塚村 英幸
三次商工会議所専務理事	○堀江 齋
三次市保育所保護者会連合会長	(前任) 淀 祐介 (後任) 渡川 秀一
三次市PTA連合会長	(前任) 山崎 良二 (後任) 古川 充
三次市母子保健推進員代表	田中 みどり
三次市私立幼稚園協議会代表	(前任) 金 楹洙 (後任) 金 起煥
三次市小学校校長会代表	(前任) 廣澤 緑 (後任) 深田 真規子
広島県北部こども家庭センター所長	久保 克典
青少年育成三次市民会議会長	岩崎 積
三次市民生委員児童委員協議会主任児童委員会委員長	藤永 信昭
三次市教育委員会教育次長	長田 瑞昭
三次市子育て・女性支援部長	松長 真由美
三次市保育所長	奥村 智眞子

第2期三次市子ども・子育て支援事業計画



編集・発行 三次市子育て・女性支援部子育て支援課／令和 2(2020)年3月
〒728-8501 広島県三次市十日中二丁目8番1号
TEL:0824-62-6147 FAX:0824-62-6300